

洞爺湖町

次世代育成支援対策推進地域行動計画

(後期計画書)

子どもが 親が 地域が育つ

子育て応援の町

素 案

平成22年 3月

洞 爺 湖 町

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画に関する基本的事項 | 1 |
| 1．計画策定（後期計画）の背景と目的 | 3 |
| 2．計画の位置づけ | 4 |
| 3．計画の期間 | 5 |
| 4．計画策定の経緯 | 6 |
| 5．前期計画の評価法 | 8 |
| 6．計画の推進体制 | 10 |
| 第2章 子どもを取り巻く現状と課題 | 11 |
| 1．現状の整理・分析 | 13 |
| 2．課題の抽出 | 30 |
| 第3章 将来ビジョンと施策体系 | 47 |
| 1．基本理念と3つの視点 | 49 |
| 2．基本目標 | 53 |
| 3．施策体系 | 54 |
| 第4章 施策の目標 | 55 |
| 目標1．地域における子育ての支援 | 57 |
| 目標2．母性と乳幼児等の健康の確保と増進 | 60 |
| 目標3．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 63 |
| 目標4．子育てを支援する生活環境の整備 | 65 |
| 目標5．仕事と家庭生活の両立の推進 | 68 |
| 目標6．子ども等の安全の推進 | 69 |
| 目標7．要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進 | 72 |
| 数値目標 | 75 |
| 資料編 | 77 |
| 1．洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会設置要綱 | 79 |
| 2．洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会委員名簿 | 81 |

第1章

計画に関する基本的事項

1. 計画策定(後期計画)の背景と目的

わが国における子どもの数は、昭和48年の第2次ベビーブームをピークに今日まで減少の一途を辿っており、平成15年の合計特殊出生率1.29が社会に衝撃を与えました。

こうした少子化の要因として従来から言われてきた晩婚化に加え、子どもを生み育てる生活のゆとりや楽しさが必ずしも十分に持てない現在の社会状況の背景が「夫婦の出生力そのものの低下」に繋がっているという指摘がなされ、対策を講じること無しには、一層少子化が進行し、高齢化にも拍車がかかり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済全般に極めて深刻な影響を与えるものと考えられていました。

このような状況を背景に、平成15年7月、従来の少子化対策の充実と促進を図ることを目的とした「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が相次いで制定されるとともに、児童福祉法も改正されるなど、国は総合的な少子化対策に取り組むことになり、各市町村及び一定規模の企業は平成17年度に「次世代育成支援行動計画」を策定することが義務づけとなりました。

洞爺湖町においても、児童数の減少とともに、合計特殊出生率の低下などから、町の再生・活性化を図る上でも児童育成対策は重要な課題となっており、時代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、そして育成される地域社会の形成を目的に「次世代育成支援対策推進地域行動計画」を策定しました。

国では、平成17年度からこれまでの間に、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充」の二つの方針を掲げ、「新たな少子化対策の推進」を打ち出しており、各市町村の「次世代育成支援対策推進地域行動計画」においても、前期計画(平成17年度～平成21年度)の評価や見直しを平成21年度中に実施するよう義務付けしております。

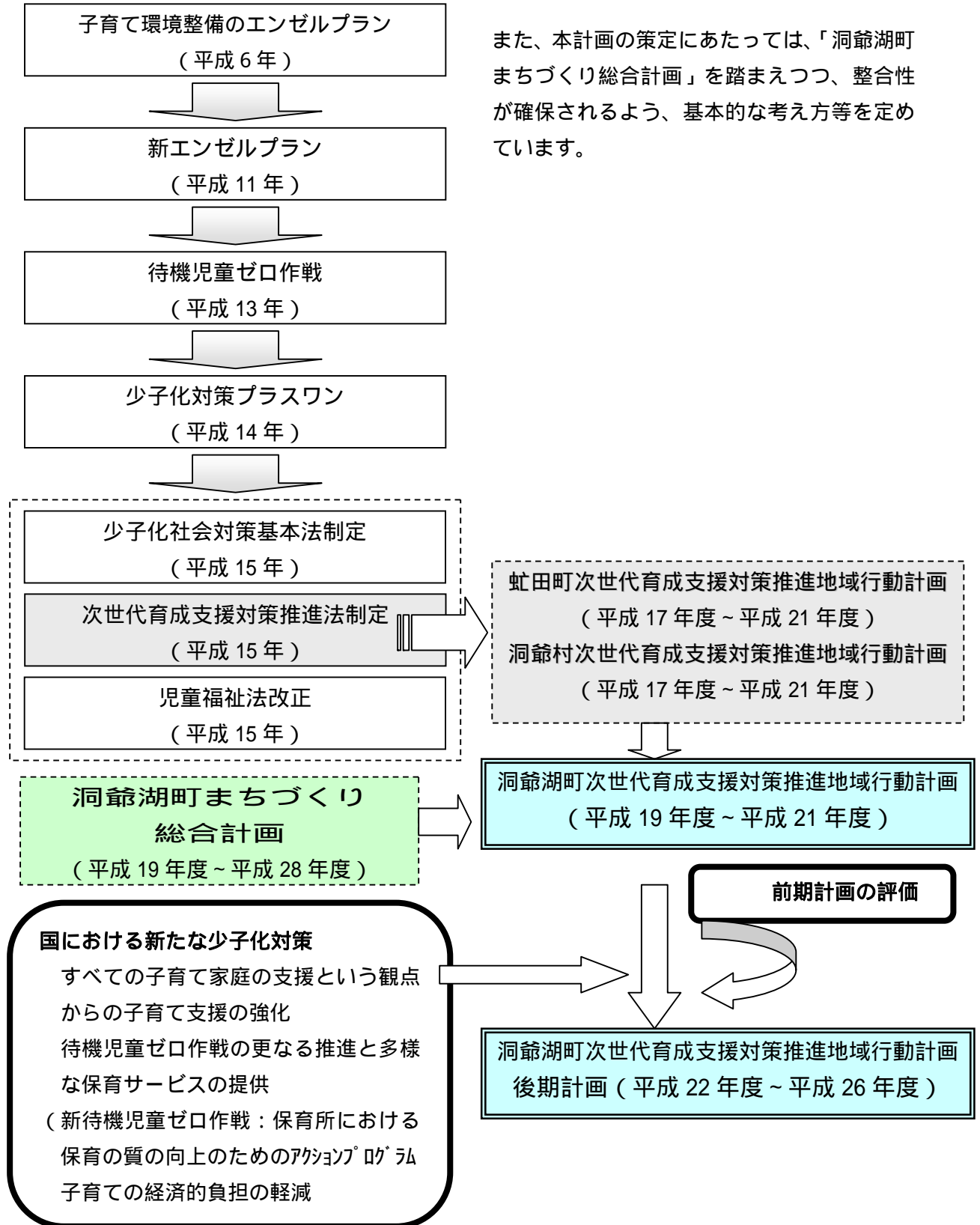
具体的には、前期計画の成果や課題を総括して評価するとともに、新たな動向に対応するよう、後期計画を策定するものとされております。

また、国では保育所保育指針の改定を行い、各市町村に対し「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」についても策定することを奨励しており、次世代育成支援対策推進法の行動計画と一体的に策定することとしています。

このことから、洞爺湖町においても、後期計画に合わせて、アクションプログラムを整備するよう進めることにしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援推進法」第8条第1項に基づく、洞爺湖町の行動計画として位置づけられるものです。

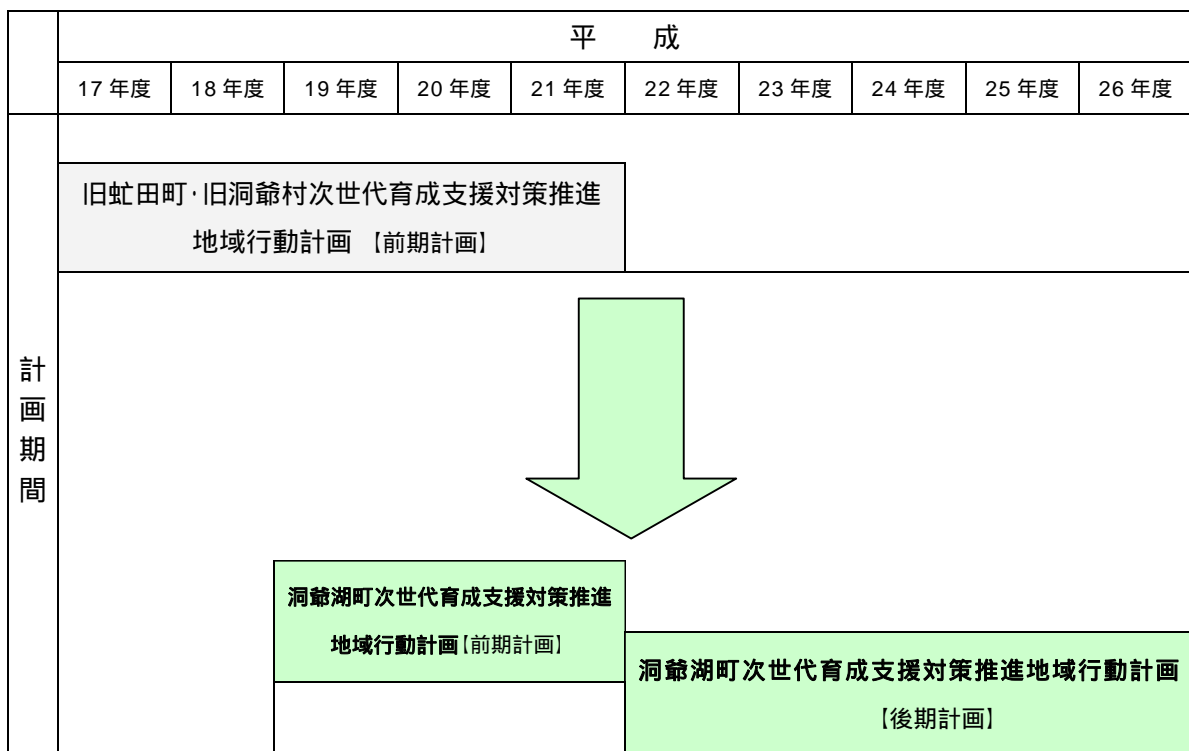


また、本計画の策定にあたっては、「洞爺湖町まちづくり総合計画」を踏まえつつ、整合性が確保されるよう、基本的な考え方を定めています。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援に向けた総合的かつ集中的な取り組みを推進するため、10年間の時限立法として制定されており、前期計画の計画期間は平成17年度～21年度の5年間となっています。

洞爺湖町は、前期計画期間内である平成19年度において、新町の計画として再編しましたが、このたび平成21年度中において、法律で定められているとおり、前期計画の評価をしつつ、平成22～26年度の5年間を計画期間とする後期計画を策定するものです。



4. 計画策定の経緯

1) アンケート調査の実施

国により示された後期計画の策定指針においては、後期計画を策定する上で各市町村においてアンケート調査（ニーズ調査）を実施することが義務付けされており、洞爺湖町でも後期計画の策定に先立ち、子どもたちや育児の実態等について把握し、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

調査内容については、国の指針により定められており、就学前児童、小学校就学児童をそれぞれ対象とし、その保護者に回答していただく形式のアンケートにより行っています。

主たる調査概要は以下のとおりです。

< 調査概要 >

| | | |
|-------|------------------------------|---------------------------|
| 調査対象数 | 小学生以下の児童 | 850人 |
| | 内訳 | |
| | 就学前児童 | 400人 |
| | 小学生就学児童 | 450人 |
| | | |
| 調査期間 | 平成21年6月1日（配布）～平成21年6月26日（回収） | |
| | | |
| 回収率 | 就学前児童 | 回収/配布 = 239 / 400 = 59.7% |
| | 小学生就学児童 | 回収/配布 = 274 / 450 = 60.8% |
| | 全 体 | 回収/配布 = 513 / 850 = 60.3% |

< アンケートの内容 >

| 調査対象 | 就学前児童 保護者 | 小学校就学児童 保護者 |
|---------|--|---|
| 主たる調査内容 | 子供の属性・家族構成・家庭環境 現状の保育サービスの利用状況 今後の保育サービスのニーズ 休日保育のニーズ 子供が病気の時の対応、ニーズ 子供の一時預かりの対応、ニーズ 就学後の放課後児童クラブのニーズ 子育て支援センター利用状況 町内のサービス情報について 育児休業制度の利用状況 | 子供の属性・家族構成・家庭環境 現状の放課後児童クラブの利用状況 利用していない方の状況 子供が病気の時の対応、ニーズ 子供の一時預かりの対応、ニーズ |

2) 策定委員会の開催

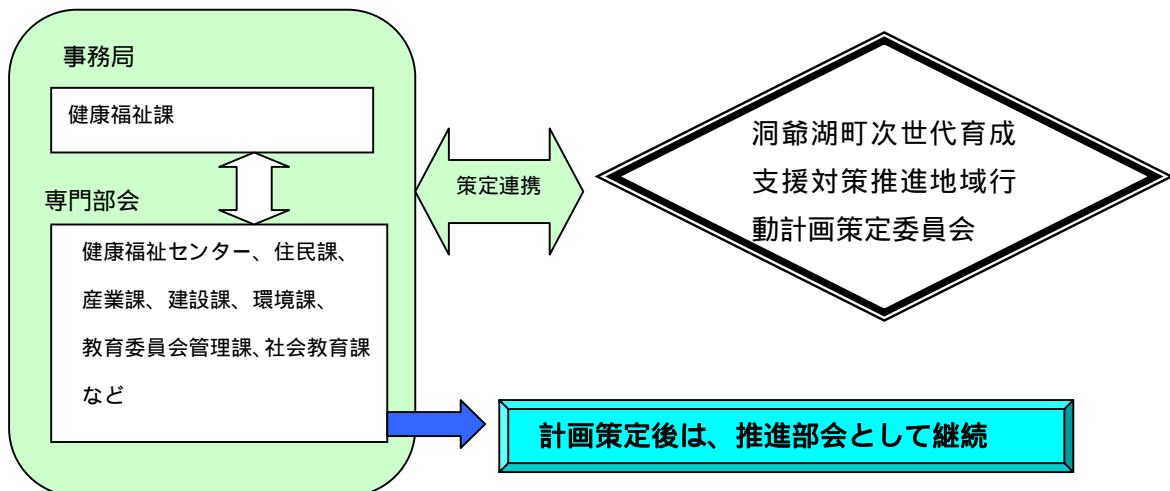
後期計画の策定にあたっては、前期計画策定時において組織された策定委員会委員などから構成される「洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会」を設置し、子育て支援に関する地域課題や施策等について検討・審議をいただきました。

表1 委員会の開催年月日等

| | 年 月 日 | 審 議 内 容 |
|-----|--------------|--|
| 第1回 | 平成21年 9月24日 | 策定委員会委員長・副委員長選任、後期行動計画策定の概要説明 (計画書第1章) |
| 第2回 | 平成21年 10月30日 | 前期計画の評価、現状の整理分析、課題の整理 (計画書第2章) |
| 第3回 | 平成21年 11月30日 | 課題の整理、基本目標、施策体系 (計画書第2章、第3章) |
| 第4回 | 平成22年 1月15日 | 各施策の目標 (計画書第4章) |
| 第5回 | 平成22年 2月 日 | 素案 (2月 日~3月 日、パブリックコメント実施) |
| | 平成22年 3月 | 計画書の完成 |

平成22年2月 町ホームページ等により意見公募(パブリックコメント)を開始
 広報「22年3月号」意見公募(パブリックコメント)について掲載

図1 策定のための検討体制



5. 前期計画の評価法

1) 前期計画の評価方法

国の指針において前期行動計画の評価は、個別事業に係る数値目標の達成状況を中心に把握することを基本としており、個別事業を実施した結果「どういう成果があったか」といった把握は困難であろうとされており、評価指標例を参考とし実施をするよう奨励されています。

評価は認知度、利用度、達成度に分けられますが、各個別事業の認知度、利用度はアンケートの結果から判断し、達成度は各個別事業の21年度数値目標に対する実績値により判断するよう以下の指標例を参考とし、評価を行なうこととされています。

国における評価指標例

例1 認知度20% 利用度80% 達成度70%

認知度は低いですが、認知している者においては、大部分が利用した経験があり、満足度も高い。そのため改善方策としては、認知度を高めるための周知広報が必要である。

例2 認知度80% 利用度20% 達成度30%

認知度は高いが、認知している者の半数以下において利用経験がない。そのため、利用者の利便性の改善等、事業枠組みの再検討が必要である。

例3 認知度20% 利用度20% 達成度20%

認知度、利用度、満足度の全てが半数を割っている。そのため、個別事業の実績を確認し、目標水準がどうであったか、どのような部分で水準を達成できないのか分析する。

2) 前期計画の数値目標と実績値

前期行動計画では、各種施策を実効性のあるものとするため、より具体的な数値目標を設定しましたが、その実績値は以下のとおりです。

< 常設保育所での数値目標と実績値 >

| 事業名 | 指標 | 平成16年度 | 平成21年度 | 平成21年度 |
|-------------------|-------|--------|--------|-------------|
| | | 実施事業 | 目標値 | 実績値 |
| 通常保育事業 | 定員数 | 255名 | 255名 | 255名 |
| 延長保育事業 | 設置箇所数 | 3箇所 | 4箇所 | 4箇所 |
| 乳児(0歳児)保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 | 1箇所 |
| 土曜日午後の保育事業 | 設置箇所数 | なし | 4箇所 | 1箇所 (試行) |
| 休日保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 | 実績無し |
| | 定員数 | なし | 15名 | |
| 一時保育事業 | 設置箇所数 | なし | 3箇所 | 実績無し |
| | 定員数 | なし | 3名 | |
| 放課後児童健全育成事業(学童保育) | 定員数 | 90名 | 90名 | 90名 |
| | 設置箇所数 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 地域子育て支援センター事業 | 設置箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

6. 計画の推進体制

1) 庁内体制の整備

本計画の総合的な推進を図るための庁内組織として、関連各課の職員により構成される「洞爺湖町次世代育成支援対策地域行動計画推進部会」(計画策定に関する専門部会で継承する)を設置し、計画の推進状況について定期的なフォローアップを行います。

2) 計画推進状況の公表

本計画の推進状況・進捗度について、町ホームページへの掲載等により、計画期間中の毎年度末にこれを公表します。

また、定期的に住民や関係団体等からの意見聴取を行い、推進状況・進捗度を踏まえた施策への反映を図るものとします。

第2章

子どもを取り巻く現状と課題

1. 現状の整理・分析

1) 総人口の推移と人口構造の変化

洞爺湖町の総人口は年々減少を続けており、国勢調査実施年として直近の平成17年における人口は11,343人であり、住民基本台帳による平成21年4月現在人口も10,485人まで減少しております。

高齢者(65歳以上)人口については増加傾向にあり、平成17年の国勢調査時では3,456人で高齢化率30.4%でした。「参考 北海道平均(21%) 全国平均(19%)」

平成21年4月における高齢化率についても、31.7%と高い数値を示しております。

また、「0～14歳人口」は急激な減少傾向にあり、昭和60年の国勢調査時には2,780人であったのが、平成17年の国勢調査時では1,256人と半数以下となりました。さらに平成21年4月においても、1,099人と大きく減少しております。

表2 総人口・年齢別人口の推移

<洞爺湖町の総人口・世帯数>

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成21年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 13,749人 | 13,113人 | 12,805人 | 10,622人 | 11,343人 | 10,485人 |
| 0～14歳 | 2,780人 | 2,262人 | 1,897人 | 1,378人 | 1,256人 | 1,099人 |
| 15～64歳 | 9,261人 | 8,630人 | 8,309人 | 6,553人 | 6,631人 | 6,064人 |
| 65歳～ | 1,708人 | 2,221人 | 2,599人 | 2,691人 | 3,456人 | 3,322人 |
| 世帯数 | 4,827世帯 | 4,766世帯 | 5,096世帯 | 4,286世帯 | 4,738世帯 | 5,255世帯 |

(資料：国勢調査、平成21年については住民基本台帳)

<洞爺湖町の人口・世帯数の指数変化(昭和60年を100として)>

| | S60=100 | H2/S60 | H7/S60 | H12/S60 | H17/S60 | H21/S60 |
|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 100.0 | 95.3% | 93.1% | 77.2% | 82.5% | 76.2% |
| 0～14歳 | 100.0 | 81.3% | 68.2% | 49.5% | 45.1% | 39.5% |
| 15～64歳 | 100.0 | 93.1% | 89.7% | 70.7% | 71.6% | 65.4% |
| 65歳～ | 100.0 | 130.0% | 152.1% | 157.5% | 202.3% | 194.5% |
| 世帯数 | 100.0 | 98.7% | 105.5% | 88.7% | 98.1% | 108.8% |

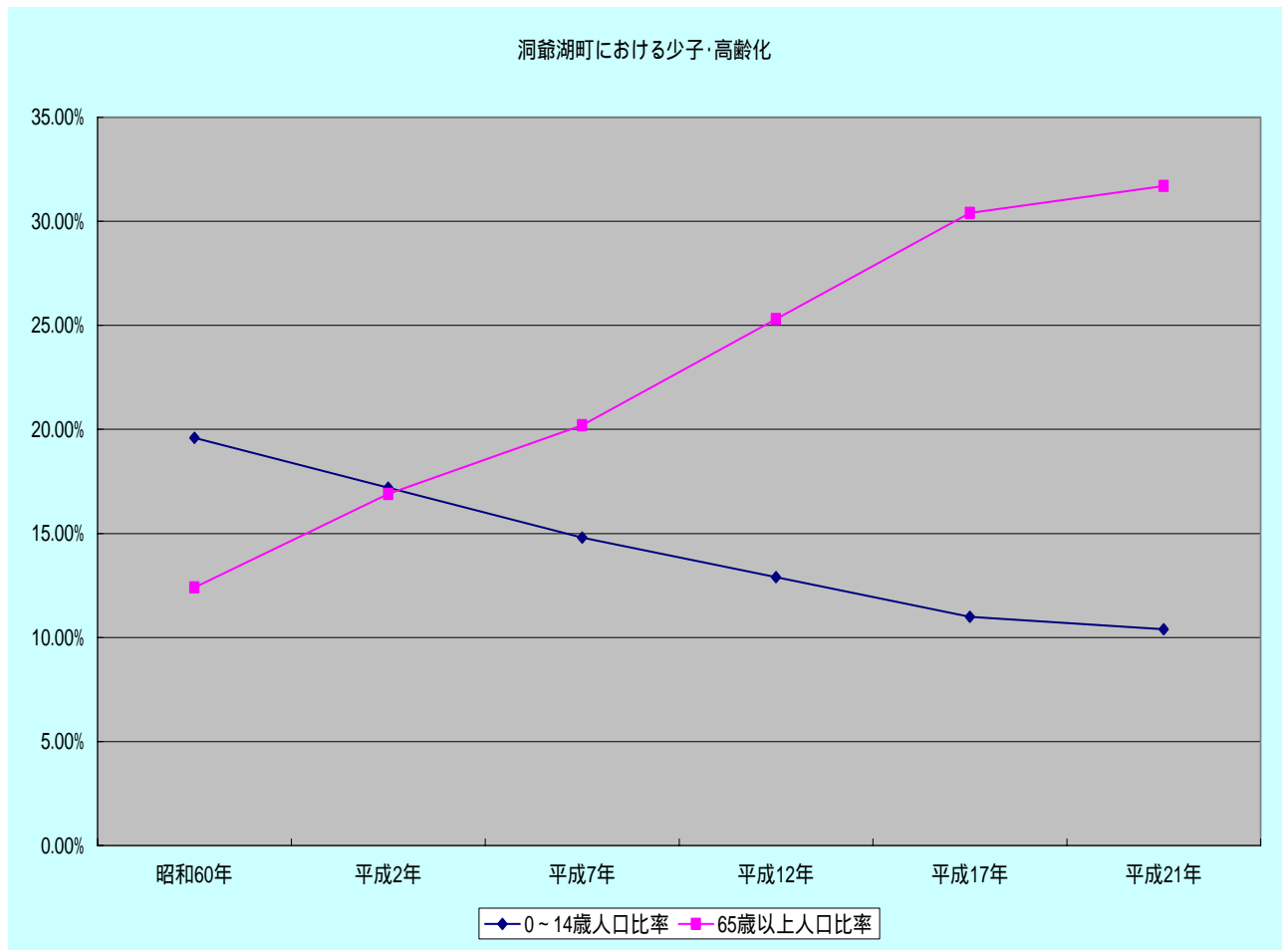
(資料：国勢調査、平成21年については住民基本台帳)

<洞爺湖町の年齢区分別人口比率(各年の総人口を100として)>

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成21年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～14歳人口比率 | 19.6% | 17.2% | 14.8% | 12.9% | 11.0% | 10.4% |
| 65歳以上人口比率 | 12.4% | 16.9% | 20.2% | 25.3% | 30.4% | 31.7% |

(資料：国勢調査、平成21年については住民基本台帳)

図2 洞爺湖町における少子・高齢化の状況



(資料:国勢調査、平成21年については住民基本台帳)

2) 未婚率の変化(国勢調査)

未婚率は平成12年から平成17年までの5カ年で大きく変化しており、男女共通して未婚率は各年代ともに増えています。

特に結婚適齢期である20歳代後半から40歳代前半についてみると未婚率の上昇も大きく増えています。

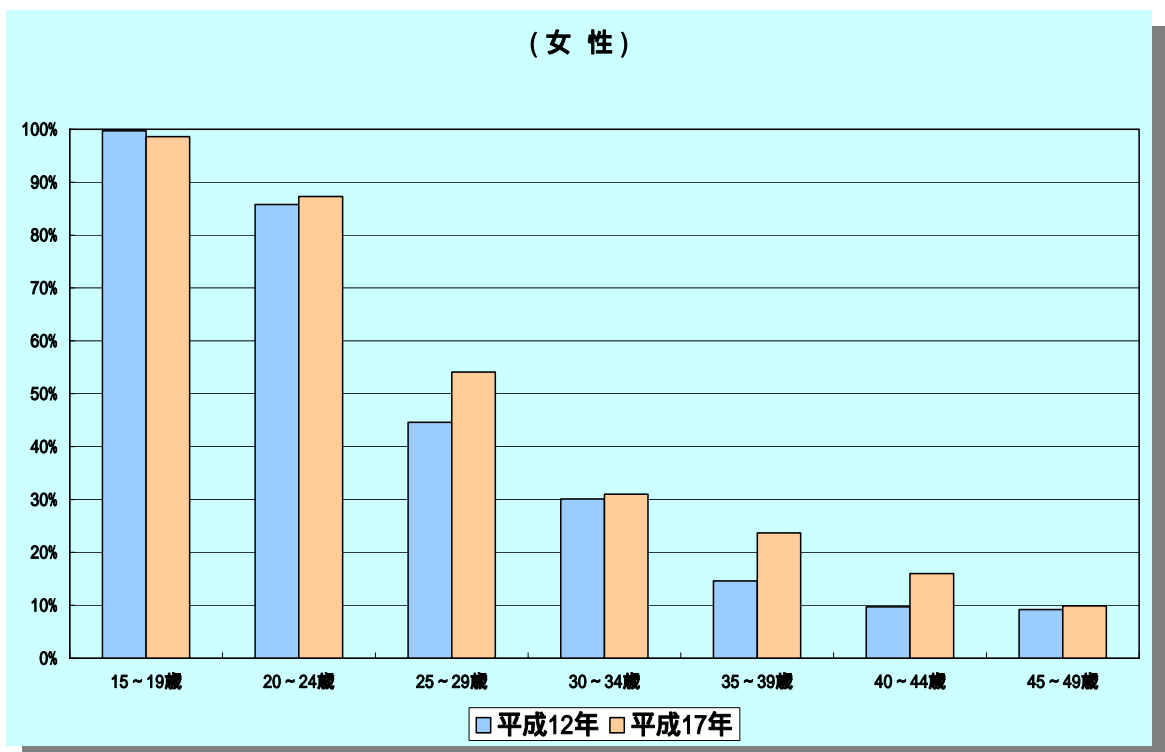
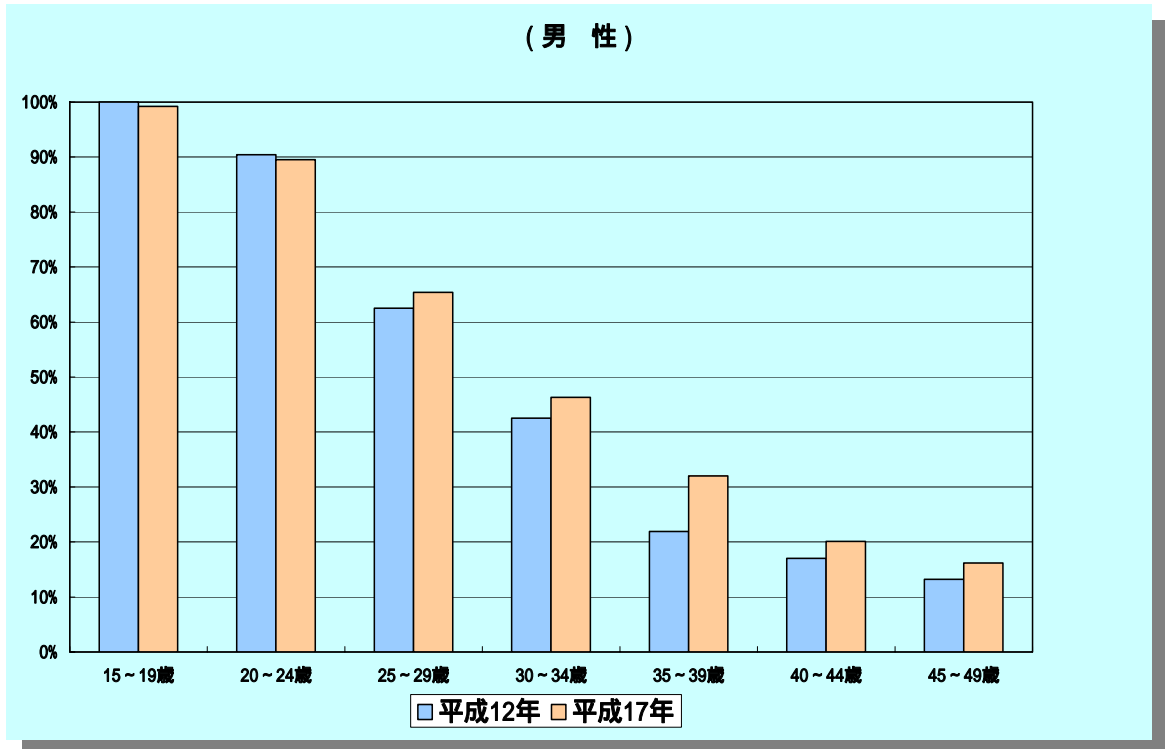
表3 洞爺湖町の未婚率の状況

| | 平成12年 | | | 平成17年 | | |
|--------|--------|------|--------|--------|--------|-------|
| | 総数 | 未婚 | 未婚率 | 総数 | 未婚 | 未婚率 |
| 男 計 | 4,231人 | 966人 | 22.8% | 4,589人 | 1,099人 | 24.0% |
| 15～19歳 | 269人 | 269人 | 100.0% | 249人 | 247人 | 99.2% |
| 20～24歳 | 197人 | 178人 | 90.4% | 209人 | 187人 | 89.5% |
| 25～29歳 | 248人 | 155人 | 62.5% | 257人 | 168人 | 65.4% |
| 30～34歳 | 252人 | 107人 | 42.5% | 287人 | 133人 | 46.3% |
| 35～39歳 | 247人 | 54人 | 21.9% | 266人 | 85人 | 32.0% |
| 40～44歳 | 288人 | 49人 | 17.0% | 264人 | 53人 | 20.1% |
| 45～49歳 | 371人 | 49人 | 13.2% | 321人 | 52人 | 16.2% |
| 50～54歳 | 436人 | 48人 | 11.0% | 407人 | 61人 | 15.0% |
| 55～59歳 | 358人 | 20人 | 5.6% | 489人 | 52人 | 10.6% |
| 60～64歳 | 414人 | 14人 | 3.4% | 383人 | 29人 | 7.6% |
| 65～69歳 | 407人 | 12人 | 2.9% | 425人 | 13人 | 3.1% |
| 70～74歳 | 315人 | 6人 | 1.9% | 398人 | 4人 | 1.0% |
| 75歳～ | 429人 | 5人 | 1.2% | 634人 | 15人 | 2.4% |
| 女 計 | 5,005人 | 911人 | 18.2% | 5,490人 | 1,048人 | 19.1% |
| 15～19歳 | 310人 | 309人 | 99.7% | 281人 | 277人 | 98.6% |
| 20～24歳 | 219人 | 188人 | 85.8% | 237人 | 207人 | 87.3% |
| 25～29歳 | 258人 | 115人 | 44.6% | 268人 | 145人 | 54.1% |
| 30～34歳 | 276人 | 83人 | 30.1% | 313人 | 97人 | 31.0% |
| 35～39歳 | 301人 | 44人 | 14.6% | 300人 | 71人 | 23.7% |
| 40～44歳 | 308人 | 30人 | 9.7% | 318人 | 51人 | 16.0% |
| 45～49歳 | 381人 | 35人 | 9.2% | 334人 | 33人 | 9.9% |
| 50～54歳 | 462人 | 33人 | 7.1% | 405人 | 41人 | 10.1% |
| 55～59歳 | 478人 | 23人 | 4.8% | 529人 | 37人 | 7.0% |
| 60～64歳 | 472人 | 21人 | 4.4% | 506人 | 31人 | 6.1% |
| 65～69歳 | 430人 | 8人 | 1.9% | 481人 | 22人 | 4.6% |
| 70～74歳 | 366人 | 12人 | 3.3% | 435人 | 11人 | 2.5% |
| 75歳～ | 744人 | 10人 | 1.3% | 1,083人 | 25人 | 2.3% |

(資料：国勢調査)

年代別の変化では、男女ともに「25～44歳」での未婚率増加がみられます。

図3 洞爺湖町における男女の年齢別未婚率



(資料：国勢調査)

また、労働力人口についてみると、男女とも人口の実数は増加しています。

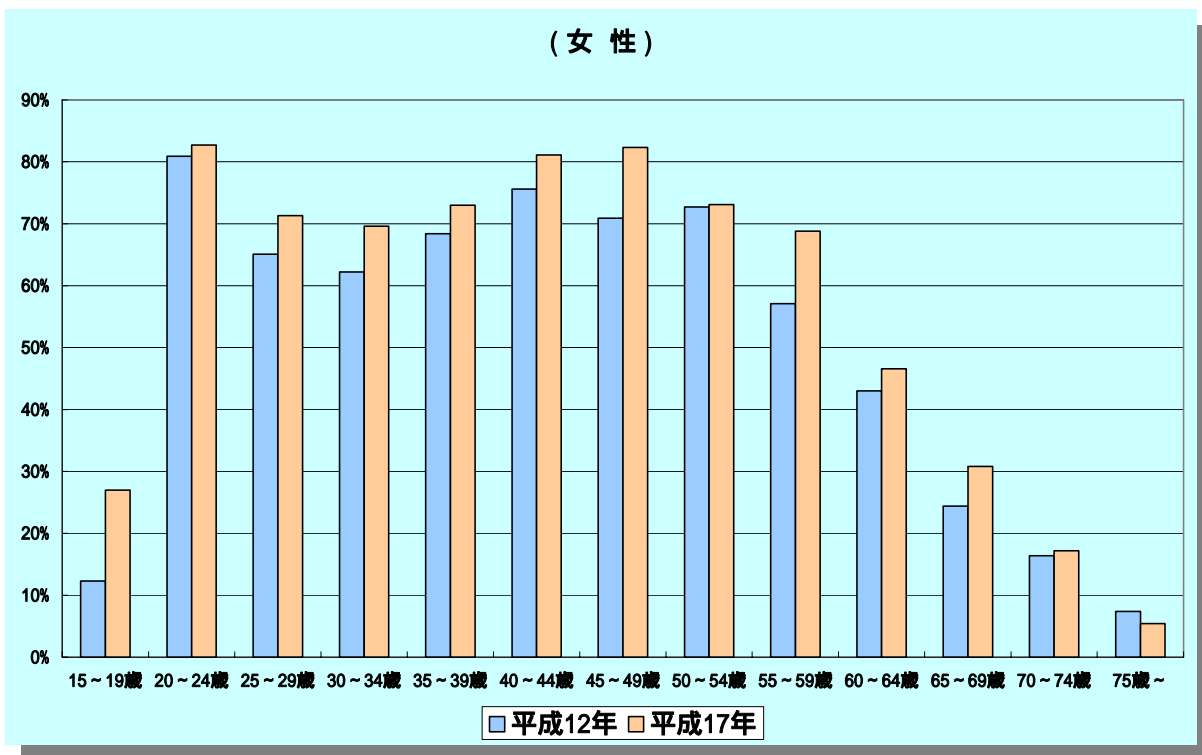
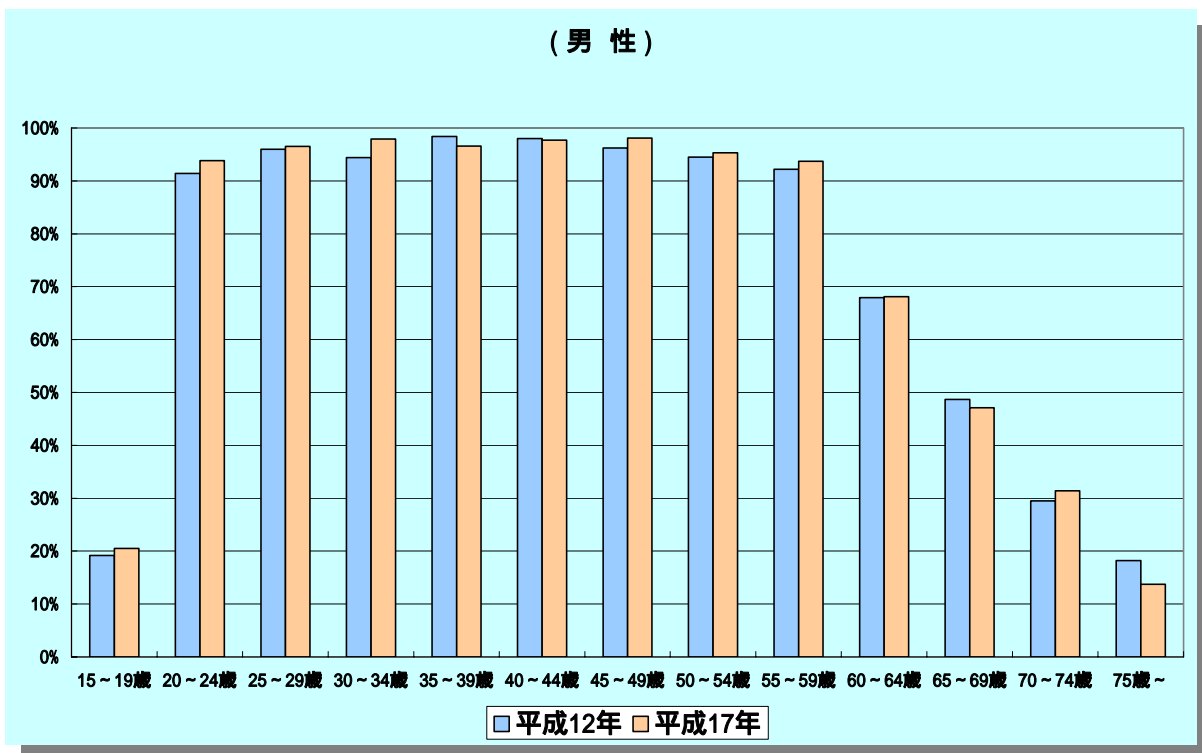
なお、男女別にみると、男性は若干、比率が減少していますが、5年間で著しい変化はみられません。一方、女性は、若干、比率が増加していますが、特に「40～49歳」において労働力人口比率が80%を越えたのが目を引きます。

表4 労働力人口の推移

| | 平成12年 | | | 平成17年 | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| | 総数 | 労働力人口 | 労働力人口比率 | 総数 | 労働力人口 | 労働力人口比率 |
| 男 計 | 4,236人 | 2,985人 | 70.5% | 4,589人 | 3,125人 | 68.1% |
| 15～19歳 | 271人 | 52人 | 19.2% | 249人 | 51人 | 20.5% |
| 20～24歳 | 198人 | 181人 | 91.4% | 209人 | 196人 | 93.8% |
| 25～29歳 | 249人 | 239人 | 96.0% | 257人 | 248人 | 96.5% |
| 30～34歳 | 252人 | 238人 | 94.4% | 287人 | 281人 | 97.9% |
| 35～39歳 | 247人 | 243人 | 98.4% | 266人 | 257人 | 96.6% |
| 40～44歳 | 288人 | 282人 | 98.0% | 264人 | 258人 | 97.7% |
| 45～49歳 | 371人 | 357人 | 96.2% | 321人 | 315人 | 98.1% |
| 50～54歳 | 436人 | 412人 | 94.5% | 407人 | 388人 | 95.3% |
| 55～59歳 | 359人 | 331人 | 92.2% | 489人 | 458人 | 93.7% |
| 60～64歳 | 414人 | 281人 | 67.9% | 383人 | 261人 | 68.1% |
| 65～69歳 | 407人 | 198人 | 48.7% | 425人 | 200人 | 47.1% |
| 70～74歳 | 315人 | 93人 | 29.5% | 398人 | 125人 | 31.4% |
| 75歳～ | 429人 | 78人 | 18.2% | 634人 | 87人 | 13.7% |
| 女 計 | 5,008人 | 2,298人 | 45.9% | 5,490人 | 2,610人 | 47.5% |
| 15～19歳 | 310人 | 38人 | 12.3% | 281人 | 76人 | 27.0% |
| 20～24歳 | 220人 | 178人 | 80.9% | 237人 | 196人 | 82.7% |
| 25～29歳 | 258人 | 168人 | 65.1% | 268人 | 191人 | 71.3% |
| 30～34歳 | 278人 | 173人 | 62.2% | 313人 | 218人 | 69.6% |
| 35～39歳 | 301人 | 206人 | 68.4% | 300人 | 219人 | 73.0% |
| 40～44歳 | 308人 | 233人 | 75.6% | 318人 | 258人 | 81.1% |
| 45～49歳 | 381人 | 270人 | 70.9% | 334人 | 275人 | 82.3% |
| 50～54歳 | 462人 | 336人 | 72.7% | 405人 | 296人 | 73.1% |
| 55～59歳 | 478人 | 273人 | 57.1% | 529人 | 364人 | 68.8% |
| 60～64歳 | 472人 | 203人 | 43.0% | 506人 | 236人 | 46.6% |
| 65～69歳 | 430人 | 105人 | 24.4% | 481人 | 148人 | 30.8% |
| 70～74歳 | 366人 | 60人 | 16.4% | 435人 | 75人 | 17.2% |
| 75歳～ | 744人 | 55人 | 7.4% | 1,083人 | 58人 | 5.4% |

(資料：国勢調査)

図4 洞爺湖町における男女の年齢別労働力人口の比率



(資料：国勢調査)

3) 合計特殊出生率及び出生率の変化

合計特殊出生率についてみると、当町においては概ね全国・北海道平均よりは出生率が上回って推移してはいましたが、平成20年度の合計特殊出生率は、残念ながら低い数値(1.24)となり、全国平均を下回る結果となっております。

近年、全国平均では合計特殊出生率が平成18年、19年、20年の3年連続で上昇しているものの、北海道平均においては上昇率が低く、平成20年度における合計特殊出生率は、東京に次ぐ、全国で下から2番目という結果でした。

表5 合計特殊出生率の推移

| | 合計特殊出生率 | | | | | | | | |
|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 洞爺湖町 | 1.42 | 1.35 | 1.25 | 1.40 | 1.37 | 1.36 | 1.69 | 1.12 | 1.24 |
| 北海道 | 1.23 | 1.21 | 1.22 | 1.20 | 1.19 | 1.15 | 1.18 | 1.19 | 1.20 |
| 全国 | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 |

(資料：地域保健年報等)

図5 合計特殊出生率の推移

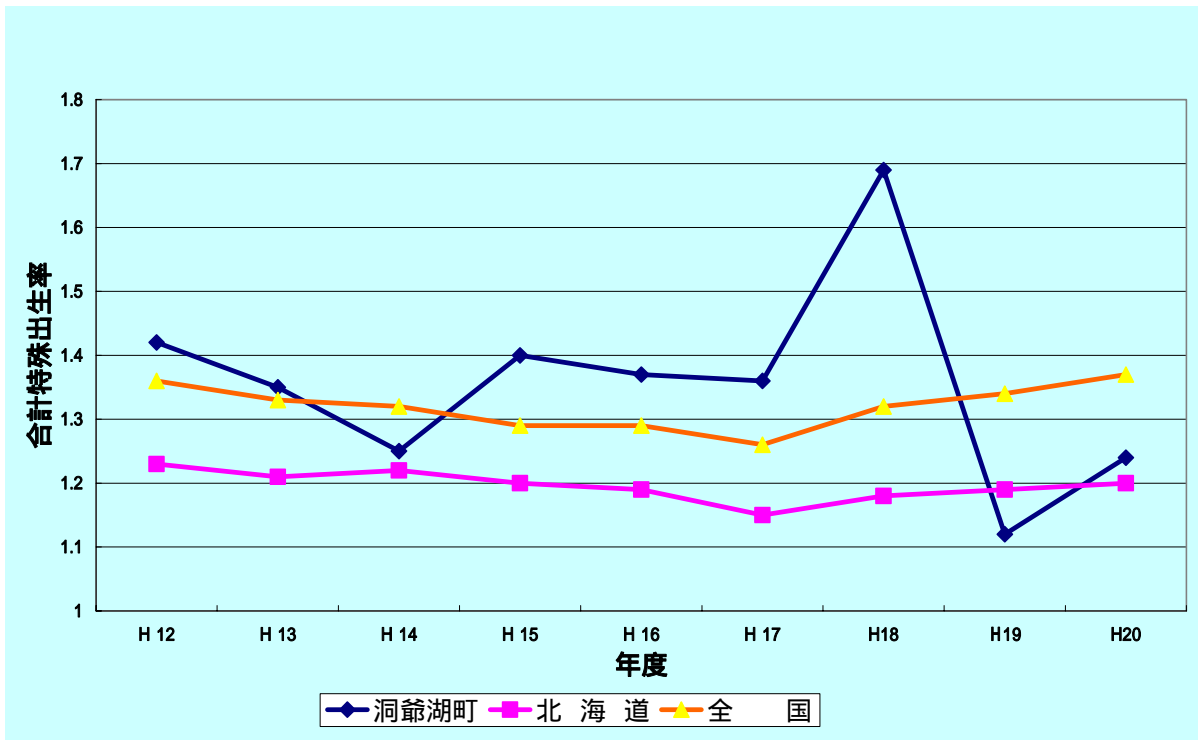


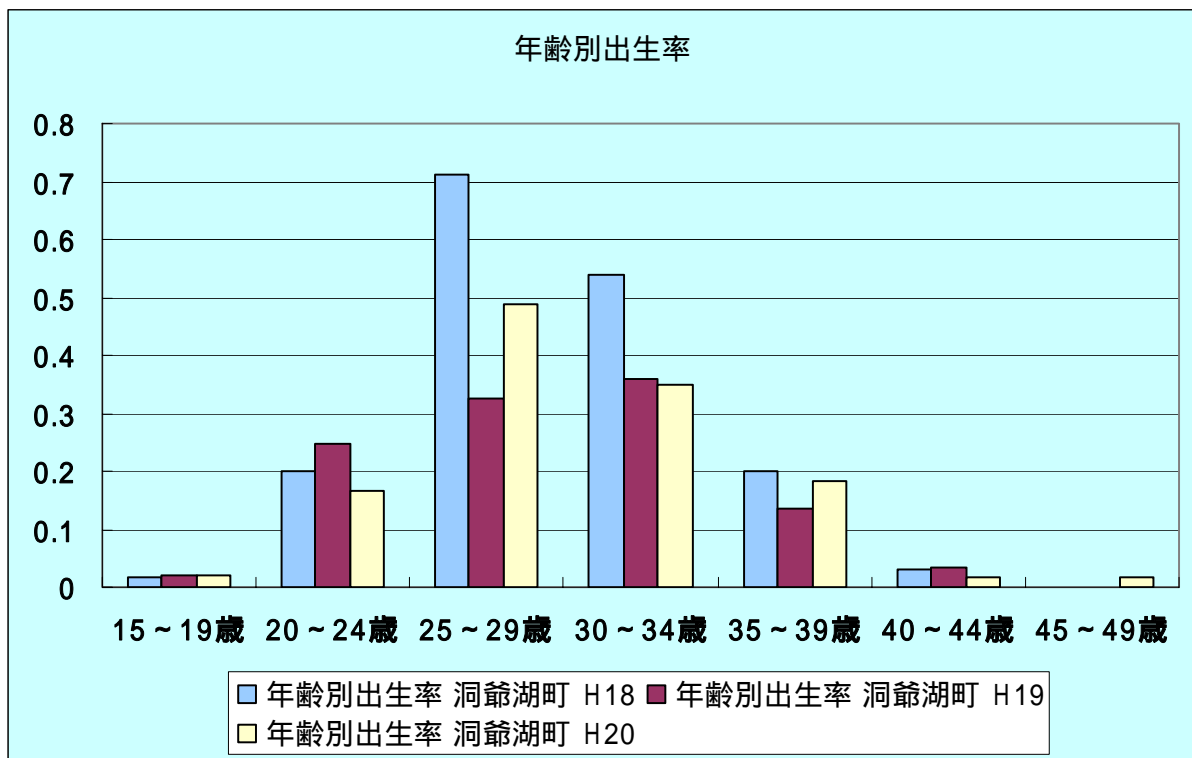
表6 年齢別出生率

| | 年齢別出生率(平成20年度) | | |
|---------|----------------|-------|-------|
| | 洞爺湖町 | | |
| 15～19歳 | 0.016 | 0.019 | 0.020 |
| 20～24歳 | 0.199 | 0.247 | 0.166 |
| 25～29歳 | 0.711 | 0.325 | 0.489 |
| 30～34歳 | 0.540 | 0.359 | 0.348 |
| 35～39歳 | 0.200 | 0.136 | 0.184 |
| 40～44歳 | 0.032 | 0.034 | 0.017 |
| 45～49歳 | 0.000 | 0.000 | 0.016 |
| 合計特殊出生率 | 1.69 | 1.12 | 1.24 |

表6 - 2 年間出生数

| | 年間出生数 |
|------|-------|
| 15年度 | 69人 |
| 16年度 | 80人 |
| 17年度 | 77人 |
| 18年度 | 95人 |
| 19年度 | 58人 |
| 20年度 | 65人 |

図6 年齢別出生率



4) 子育て支援サービスの現状

母子保健事業の状況

当町における母子保健事業の実施状況は以下のとおりです。

表7 母子保健事業の実施状況

| 項 目 | 平成20年度実施状況 |
|---------------|---------------|
| 妊婦・乳幼児健診 | 受診者数 |
| 妊婦健康診査 | 62名（受診率100%） |
| 乳児健診 | 239名（受診率75%） |
| 1歳6ヶ月児健診・歯科検診 | 87名（受診率83%） |
| 3歳児健診・歯科検診 | 59名（受診率72%） |
| フッ素(1歳～4歳半) | 365名（受診率62%） |
| 保健指導・訪問 | |
| 母子健康手帳交付 | 55名 |
| 交付時面接 | 55名 |
| 新生児・産婦訪問 | 160件（実人員147名） |

健診の未受診者の方たちへは、連絡や訪問をしながら別途対応をしています。

「母子保健事業」

1. 母子健康手帳の交付

妊娠届提出時に妊娠期から就学期までの記録と健康管理のため交付を行い、同時にアンケートと面接の実施により、早期から育児不安への支援を行っています。

2. 妊婦健康診査・超音波検査（医療機関委託）

妊娠中を健康に過ごし、安全に出産が迎えられるために、妊娠期間中5回分の健康診査と1回分の超音波検査料の助成を実施しました。

3. 乳幼児健診事業

（1）一般健康診査事業

乳児健診 乳児の健全な成長・発達を図り、異常を早期に発見するとともに、育児不安の軽減を図る目的で、医師の診察、身体測定、育児相談、栄養相談等を行います。

1歳6ヶ月児健診 身体・情緒面の障害を早期に発見するとともに、生活習慣・栄養などの指導を行い、幼児の健康の保持増進を計り、あわせて育児不安の軽減を図ることを目的として実施しています。内容は、医師の診察、歯科診察、歯みがき指導、身体計測、心と言葉の相談育児や栄養相談を行います。

3歳児健診 視聴覚・心身の発達などの異常を早期に発見し、う歯予防、栄養・生活習慣その他育児に関する指導を行うことにより、幼児の健康保持増進、育児不安の軽減を図ることを目的として実施しています。内容は、医師の診察、視聴覚検査、尿検査、歯科診察、歯みがき指導、身体計測、心と言葉の相談、育児や栄養相談を行います。

(2) 健診事後教室

乳児健診、1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診を受診した児のなかで、専門療育は必要なくとも、小集団での育児指導及び個別相談が必要な児及び親を対象に、子育て支援センターの協力の下、早期に適切な指導や相談を行うことにより、児童の成長発育を促します。

4. ムシ歯予防事業

(1) フッ素塗布

乳歯にフッ素を塗布することと、歯みがき指導によりムシ歯予防を図る。

(2) 赤ちゃん歯みがき教室

乳幼期より正しい歯みがきについての指導を行い、より早期からのう歯予防を行います。

5. 予防接種事業

ポリオ、麻疹・風疹混合、三種混合、BCGなどの各種予防接種事業を行っています。

保育所・幼稚園の状況

保育所は5箇所、幼稚園は1箇所、計6箇所の児童が通所・通園しています。

保育所・幼稚園の場合は、他の町からの通園も若干あるので、全て洞爺湖町の児童とはいえませんが、4、5歳の児童については、ほぼ全ての児童が保育所か幼稚園に通所・通園しています。

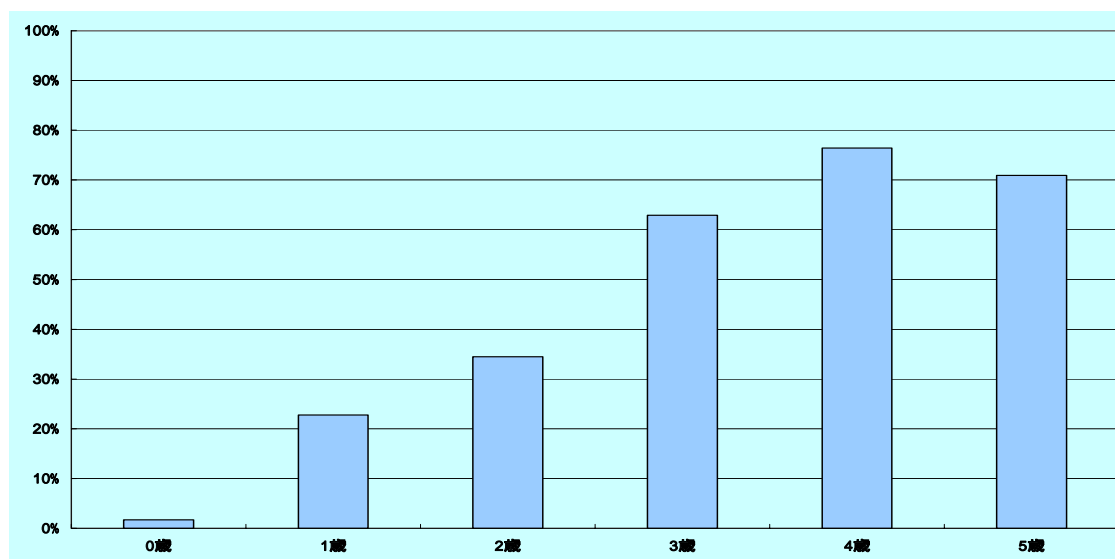
表8 保育所・幼稚園の児童数

| 施設名称 | 年齢別状況 | | | | | | | 定員 | 定員比率 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | | |
| 本町保育所 | 0人 | 6人 | 10人 | 13人 | 20人 | 9人 | 58人 | 60人 | 97% |
| 入江保育所 | 0人 | 4人 | 11人 | 13人 | 17人 | 15人 | 60人 | 90人 | 67% |
| 桜ヶ丘保育所 | 1人 | 2人 | 5人 | 5人 | 9人 | 6人 | 28人 | 60人 | 47% |
| 洞爺保育所 | 0人 | 0人 | 1人 | 4人 | 6人 | 4人 | 15人 | 45人 | 33% |
| さくら保育所(へき地) | 0人 | 0人 | 3人 | 4人 | 2人 | 4人 | 13人 | 20人 | 65% |
| 広域 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 3人 | 12人 | 25% |
| 保育所合計 | 1人 | 13人 | 30人 | 39人 | 55人 | 39人 | 177人 | 287人 | 62% |
| 幼稚園 | 0人 | 0人 | 0人 | 10人 | 21人 | 19人 | 50人 | 80人 | 63% |
| 総合計 | 1人 | 13人 | 30人 | 49人 | 76人 | 58人 | 227人 | 367人 | 62% |

保育所は平成21年4月1日現在、幼稚園は平成21年5月1日現在

| | | | | | | | |
|---------|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 洞爺湖町児童数 | 59人 | 57人 | 87人 | 62人 | 72人 | 55人 | 392人 |
| 保育所の通所率 | 1.7% | 22.8% | 34.5% | 62.9% | 76.4% | 70.9% | 45.1% |
| 幼稚園の通所率 | | | | 16.1% | 29.2% | 34.5% | 12.8% |
| 合計 | 1.7% | 22.8% | 34.5% | 79.0% | 105.6% | 105.4% | 57.9% |

図7 洞爺湖町における年齢別保育所通所率



「保育所について」

1. 保育所

常設保育所（4箇所）～本町保育所、入江保育所、桜ヶ丘保育所、洞爺保育所
へき地保育所（1箇所）～さくら保育所

2. 保育所の休日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月5日）

3. 保育時間

| | | | |
|--------|--------|----|--|
| 常設保育所 | 通常保育時間 | 平日 | 午前8時30分～午後4時30分 |
| | | 土曜 | 午前8時30分～正午（12時） 正午～午後4時30分（入江保育所のみ試行） |
| | 延長保育時間 | 平日 | 午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分 |
| | | 土曜 | 午前7時30分～午前8時30分 |
| へき地保育所 | 通常保育時間 | 平日 | 午前8時00分～午後4時00分 |
| | | 土曜 | 午前8時00分～正午（12時） |
| | 延長保育時間 | 平日 | 午後4時00分～午後6時00分（4月～12月） |

「乳児（0歳児）保育について」

桜ヶ丘保育所において乳児（0歳児）保育を実施しています。

- 1 対象は、生後6ヶ月以上の保育に欠ける乳児が対象。
- 2 定員は4名。

「障がい児保育について」

本町保育において障がい児保育を実施しています。

- 1 次の障がい児保育対象要件を全て満たし、保育に欠ける児童が対象。
 - （1） 4月1日現在で満3歳以上であること。
 - （2） 障害の程度が中程度以下であること。
 - （3） 集団保育が可能で日々通所できること。
- 2 定員は2～3名。

「土曜午後保育について」

入江保育所において試行しています。

- 1 町内保育所に入所している乳幼児を対象として試行する。
- 2 満1歳となる日以後からの利用とする。

小・中・高等学校の状況

小学校は3校あり、小学生総数は453人です（平成21年5月1日現在；以下同じ）。中学校は3校あり、中学生総数は258人です。高校は2校で、高校生は201人となっています。

表9 小・中・高校生の児童・生徒数

| | 学年別児童・生徒数 | | | | | | |
|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
| 虻田小学校 | 52人 | 50人 | 54人 | 56人 | 58人 | 53人 | 323人 |
| 洞爺湖温泉小学校 | 13人 | 5人 | 7人 | 12人 | 13人 | 5人 | 55人 |
| とうや小学校 | 14人 | 19人 | 11人 | 9人 | 16人 | 6人 | 75人 |
| 小学校合計 | 79人 | 74人 | 72人 | 77人 | 87人 | 64人 | 453人 |
| 虻田中学校 | 56人 | 59人 | 66人 | | | | 181人 |
| 洞爺湖温泉中学校 | 11人 | 13人 | 8人 | | | | 32人 |
| 洞爺中学校 | 15人 | 14人 | 16人 | | | | 45人 |
| 中学校合計 | 82人 | 86人 | 90人 | | | | 258人 |
| 虻田高等学校 | 54人 | 37人 | 39人 | | | | 130人 |
| 洞爺高等学校 | 27人 | 17人 | 27人 | | | | 71人 |
| 高校合計 | 81人 | 54人 | 66人 | | | | 201人 |

（平成21年5月1日現在）

学童保育の状況

昼間、保護者が不在の家庭の児童に適切な生活や遊びの場を与えることを目的とした、放課後児童クラブを開設しております。開設状況は以下のとおりです。

表9-2 学童保育の開設状況

| 名 称 | 入会児童数 | 地 区 |
|---------------|-------|------|
| 児童会「風っ子」 | 37名 | 虻田地区 |
| 児童会「洞爺湖クラブ」 | 12名 | 温泉地区 |
| 児童会「とうや児童クラブ」 | 17名 | 洞爺地区 |

（平成21年5月1日現在）

～ 保育時間 ～

< 通 常 > 下校時から午後6時00分まで < 早期保育 > 午前8時から午前8時30分まで

< 夏・冬・春休み、土曜日、学校行事等の休日 > 午前8時30分から午後6時00分まで

< 休 所 日 > 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月5日）

子育て関連の社会教育事業

子育て関連の社会教育事業としては以下に示すような事業に取り組んでいます。

- ・子育てセミナー

子どもの発達、心理等子育てに関する講演会及び講座会の実施、親同士の交流と親睦、リフレッシュの場を作る講座を実施しています。

- ・子育てサークル支援事業

町内にある子育てサークルを支援する事業です。

- ・ブックスタート事業

7ヶ月児検診対象児及びその保護者を対象に、絵本を介して親と子の触れ合う時間を持ちながら、親子の健やかな関係性を形成し、子の心と言葉の発達を促す指導を行っています。

- ・少年の主張胆振支庁地区大会

町内在住の中学生が作文を書き、代表者が管内の少年の主張大会に参加しています。

- ・洞爺湖子ども社会体験

小学校4年生から6年生を対象に、夏休み期間中に3日間宿泊し、社会見学を行っています。

- ・わんぱくラリー

色んなスポーツや遊びの中から学習し、仲間づくりを行っています。

表 9 - 3 子育て関連の社会教育事業（平成 20 年度実績）

| 事業名 | | 期日 | 延人数 |
|-----|-------------------------|-----------------------|----------------|
| 乳幼児 | 子育てセミナー（管理課・健康福祉センター共催） | 9月2・9・29日 10月7・14日 | 120組 |
| | 子育てサークル支援事業 | 4月～3月 | |
| | ブックスタート事業 | 4月～3月 | 33組 |
| 少年 | 少年の主張胆振支庁地区大会 | 7月15日 | 洞爺中1人 |
| | 北海道ジュニアリーダーコース | 8月4日～6日 | 虻中1人 虻田高校1人 |
| | 第17回洞爺湖こども社会体験 | 7月30日～8月1日 | 31人 |
| | 青少年育成事業（わんぱくラリー） | | |
| | レイクスports教室 | 7月20日 | 49人 |
| | キンボール | 8月7日 | 38人 |
| | シャボン玉づくり | 8月7日 | 43人 |
| | リサイクル工作 | 1月8日 | 56人 |
| | ユニホック | 1月8日 | 45人 |
| | 冬の探検隊（スノーシュー） | 2月14日 | 42人 |
| | 読み聞かせサークル支援事業 | 不定期 | |
| | 人形劇サークル支援事業 | 不定期 | |

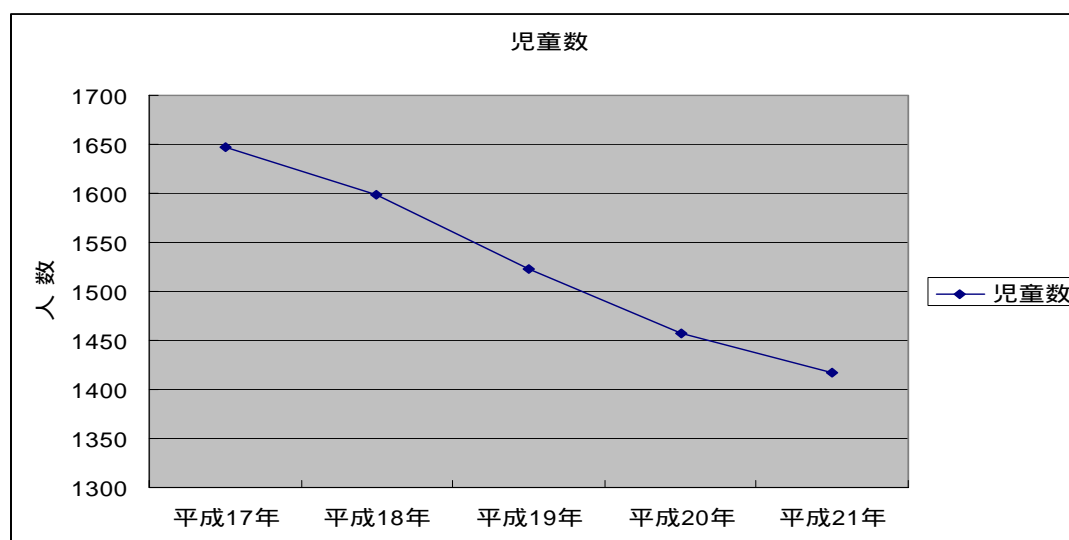
5) 将来の児童数

平成17年4月1日から平成21年4月1日までの5カ年で、16%（実数で230人）の減少になっています。

表10 児童数の推移

| | 住民基本台帳 | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
| 就学前 | 443人 | 435人 | 423人 | 414人 | 392人 |
| 小学生 | 545人 | 515人 | 476人 | 457人 | 453人 |
| 中学生 | 271人 | 291人 | 285人 | 286人 | 258人 |
| 高校生 | 388人 | 358人 | 339人 | 300人 | 314人 |
| 児童数 | 1,647人 | 1,599人 | 1,523人 | 1,457人 | 1,417人 |

図8 児童数の推移



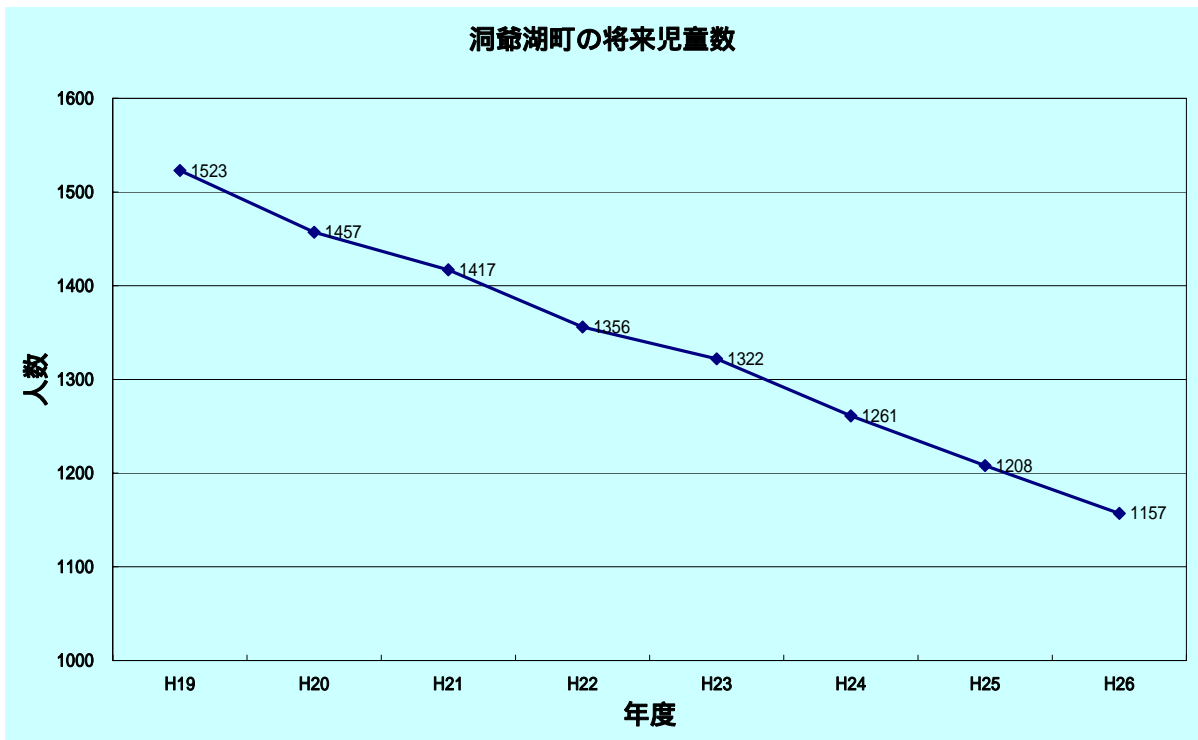
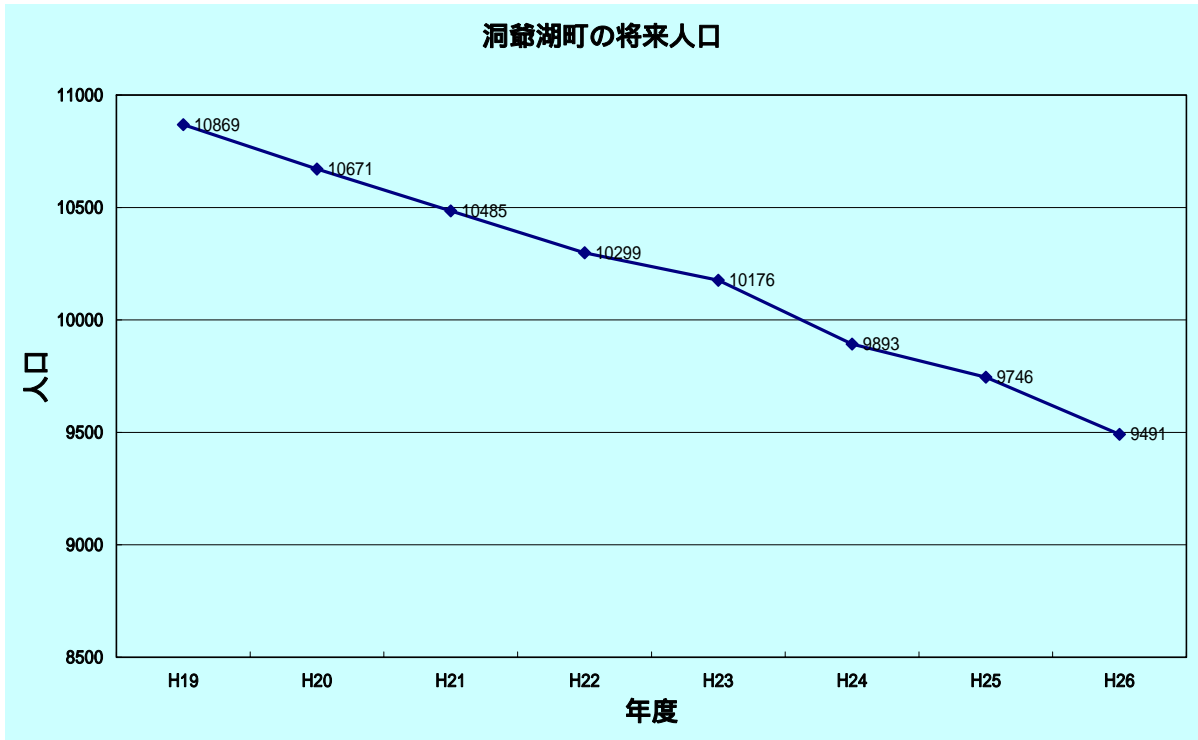
洞爺湖町の将来の児童数の見通しは、洞爺湖町の児童数（0歳から高校生まで）が平成21年4月で1,417人であり、近年においても児童数は減少傾向にあることから平成26年には1,157人になるものと推計されます。

表11 洞爺湖町の児童数の将来推計（次世代育成支援市町村行動計画人口推計ワークシートより）

| | 実績人口 | 推 計 人 口 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | 前期計画期間 | | | 後期計画期間 | | | |
| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 総人口 | 10,869人 | 10,671人 | 10,485人 | 10,299人 | 10,176人 | 9,893人 | 9,746人 | 9,491人 |
| 児童数 | 1,523人 | 1,457人 | 1,417人 | 1,356人 | 1,322人 | 1,261人 | 1,208人 | 1,157人 |
| 就学前 | 423人 | 414人 | 392人 | 396人 | 379人 | 365人 | 330人 | 324人 |
| 小学生 | 476人 | 457人 | 453人 | 435人 | 424人 | 413人 | 424人 | 402人 |
| 中学生 | 285人 | 286人 | 258人 | 227人 | 218人 | 210人 | 216人 | 206人 |
| 高校生 | 339人 | 300人 | 314人 | 298人 | 301人 | 273人 | 238人 | 225人 |

（コーホートセンサス変化率法を基に算出しています。）

図9 洞爺湖町の将来人口と児童数



児童数

ここでいう児童数とは、就学前児童、並びに小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を合計したものを児童数としています。

ただし、高等学校の生徒については、実際に高校へ通学していない人数も含むことになります。

2. 前期計画の評価・課題の抽出

1) 事業の評価

前期計画の評価法で述べたとおり、事業の評価は、個別事業に係る数値目標の達成状況を中心に把握することとなります。

事業の評価は、国の評価指標例に基づき、各個別事業の認知度、利用度はアンケートの結果から判断し、達成度は各個別事業の21年度数値目標に対する実績値により判断し評価を行なうこととされています。

なお、目標数値を設定していなかった事業についても実績値等を示し、策定委員会において検討することとしました。

国における評価指標例

例1 認知度20% 利用度80% 達成度70%

認知度は低いですが、認知している者においては、大部分が利用した経験があり、満足度も高い。そのため改善方策としては、認知度を高めるための周知広報が必要である。

例2 認知度80% 利用度20% 達成度30%

認知度は高いが、認知している者の半数以下において利用経験がない。そのため、利用者の利便性の改善等、事業枠組みの再検討が必要である。

例3 認知度20% 利用度20% 達成度20%

認知度、利用度、満足度の全てが半数を割っている。そのため、個別事業の実績を確認し、目標水準がどうであったか、どのような部分で水準を達成できないのか分析する。



前期行動計画において各種施策を実効性のあるものとするため、より具体的な数値目標を設定した個別事業の評価について、以下に示します。

< 常設保育所での数値目標 >

| 事業名 | 指標 | 平成16年度 | 平成21年度 | 平成21年度 | 評価 |
|------------------|-------|--------|--------|-------------|---|
| | | 実施事業 | 目標値 | 実績値 | |
| 通常保育事業 | 定員数 | 255名 | 255名 | 255名 | 認知度100, 利用率100, 達成度100 子育てサービスとして主要な事業である。 |
| 延長保育事業 | 設置箇所数 | 3箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 認知度100, 利用率100, 達成度100 可能な範囲で実施している。 |
| 乳児(0歳児)保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 | 1箇所 | 認知度100, 利用率100, 達成度100 桜ヶ丘保育所で実施している。 |
| 土曜日午後の保育事業 | 設置箇所数 | なし | 4箇所 | 1箇所 (試行) | 認知度100, 利用率100, 達成度25 1箇所、入江保育所で試行している。 目標水準の再検討が必要である。 |
| 休日保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 | 実績無し | 実績無し 目標水準の再検討が必要である。 |
| | 定員数 | なし | 15名 | | |
| 一時保育事業 | 設置箇所数 | なし | 3箇所 | 実績無し | 実績無し 目標水準の再検討が必要である。 |
| | 定員数 | なし | 3名 | | |
| 放課後児童健全育成事業・学童保育 | 定員数 | 90名 | 90名 | 90名 | 認知度100, 利用率100, 達成度100 子育てサービスとして主要な事業である。 |
| | 設置箇所数 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | |
| 地域子育て支援センター事業 | 設置箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 認知度80, 利用率100, 達成度100 本町保育所で実施されている。 認知している人の利用率は高い。 |

次に、数値目標を設定していなかった事業について実績値等を示します。

< : 17年度の取り組み状況 : 21年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--|---|-------------------------------------|
| 洞爺湖町子育て支援センター事業  | <p>保育所等入所前の幼児及びその保護者を対象に、保育所の開放事業・親子ふれあい遊び事業・子育てセミナー・子育て相談・子育てサークルへの支援を行っています。</p> <p>今後とも母親の子育てに関する悩み解消や母子同士の交流・育児等の知識の向上に努めます。</p> <p>また、保育所の環境改善の検討とあわせ、総合的な子育て支援の核づくりの充実に努めていきます。</p> <p>20年度実績 子育てセミナー、9月2、9、29日、10月7、14日開催、計120組参加。</p> | 教育委員会 管理課 健康福祉課 (さわやか) |
| 学童保育事業  | <p>昼間保護者のいない小学校低学年児童の保護育成のために、「風っ子」、「洞爺湖クラブ」及び「とうや児童クラブ」で実施しています。</p> <p>現在最大受け入れが90名であり、将来は児童数の減少が予想されますが、急遽必要になった場合のことを鑑み、現受け入れ体制を維持します。</p> <p>利用者は「風っ子」37名、「洞爺湖クラブ」12名、「とうや児童クラブ」17名(21年5月1日現在)となっており、以前は5時30分~6時までを延長時間としていたのを通常時間で6時とした。受け入れ体制を維持することに努めています。</p> | 教育委員会 社会教育課 |
| 通常保育事業・延長保育事業 | <p>通常保育は常設保育所4か所(定員255人)へき地保育所(定員20人)で実施しています。また、延長保育については、通常保育8時間に加え、常設保育所では前延長1時間、後延長1時間30分、へき地保育所では後延長2時間を実施しています。</p> <p>児童数の減少が予想されますが、通常保育・延長保育の充実に努めていきます。</p> <p>23ページ参照 児童数が減少しましたが、通常保育・延長保育について、これまでどおり実施しています。</p> | 教育委員会 管理課 |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|--------------|
| 乳児（0 歳児）保育事業 | <p>桜ヶ丘保育所において、定員 4 名での受け入れを実施しています。</p> <p>共働き世帯等への支援のため、保育に欠ける 0 歳児保育（生後 6 ヶ月以上）が可能な保育所の整備を図り、状況を鑑み、児童の受け入れに努めていきます。</p> | 教育委員会 管理課 |
| | <p>桜ヶ丘保育所において乳児（0 歳児）保育を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は、生後 6 ヶ月以上の保育に欠ける乳児が対象。 ・定員は 4 名。（21 年 4 月 1 日現在、1 名利用） | |
| 土曜日午後の保育事業 | <p>土曜日の午前中保育を実施しています。</p> <p>保育環境の充実を図るため、常設保育所 4 か所で午後保育事業を実施できるよう努めていきます。</p> | 教育委員会 管理課 |
| | <p>入江保育所 1 箇所ですべて試行しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内保育所に入所している乳幼児を対象として試行しています。 ・満 1 歳となる日以後からの利用としています。 | |
| 休日保育事業 | <p>休日保育事業は実施していませんが、保育ニーズが徐々に高まってきています。</p> <p>常設保育所 4 か所の保育所のうち 1 か所で事業を実施できるよう努めていきます。</p> | 教育委員会 管理課 |
| | 実施していません | |
| 一時保育事業 | <p>実施していません。</p> <p>各保育所で一時保育事業を実施できるよう努めていきます。</p> | 教育委員会 管理課 |
| | 実施していません | |

< : 17年度の取り組み状況 : 21年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|--|----------------|
| 青少年健全育成事業 | <p>子ども社会体験、わんぱくラリー、ジュニアセミナーを開催しています。また、青少年健全育成団体等への助成を行っています。</p> <p>子どもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動、及び青少年の健全育成事業の充実に努めていきます。</p> | 教育委員会 社会教育課 |
| | <p>継続して取り組みを実施しています。 (27ページ参照)</p> | |
| 余裕教室広報事業 | <p>余裕教室を有効に活用するために、その広報事業を実施しています。</p> <p>今後とも、広報や社会教育だよりにより事業の周知徹底に努めていきます。</p> | 教育委員会 社会教育課 |
| | <p>余裕教室の状況を把握し、その運用に努めています。(英会話教室等)</p> | |


< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|-----------------|
| 母子手帳の発行 | 妊娠届時に交付し、妊娠期から就学までの記録と健康管理のもとに実施しています。 平成 15 年度から開始しているアンケート等を含め、新生児訪問等での活用などを工夫していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 母子手帳発行数 20 年度 55 名 乳児家庭全戸訪問事業の実施等、新生児訪問等の充実に努めています。 | |
| 妊婦一般健康診査票の発行 | 妊娠中を健康に過ごし、安全に良いお産を迎えられるよう病院の健康診査の助成を行っています。 妊娠期を心身ともに健康に過ごせるように、健康診査助成の拡大を図り、更に安全な分娩が出来るように妊婦をサポートしていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 妊婦健康診査 20 年度 62 名 (受診率 100%) | |
| 家庭訪問事業 | 成長発達の保障と異常の早期発見とともに、母親の育児支援や必要に応じ療育助言等を行っています。 出生数は減少していても個々にあった支援ができるよう、今後とも事業の充実に努めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20 年度実績 妊産婦 延 64 名 新生児・乳児 延 75 名 幼児・障がい児 17 名 養育支援訪問事業の実施等、事業の充実に努めています。 | |
| 乳幼児健診事業 | 乳幼児の健康の保持増進と健全な成長発達を図り、身体、情緒発達の異常を早期発見し、親の育児支援を行っています。 育児支援の強化を図るため、問診票の見直しや相談の充実に努めています。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20 年度実績 乳児健診 39 名 (受診率 75%) 1 歳 6 ヶ月児健診 87 名 (受診率 83%) 3 歳児健診 59 名 (受診率 72%) | |

< : 17年度の取り組み状況 : 21年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|--|-----------------|
| 健診事後教室 | 子どもの成長発達を促し、親が子どもへの関わりを学べるよう支援しています。 よりの確な指導ができるよう、事業を評価する指標、個別評価の視点、評価の時期等について随時見直していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20年度実績 対象者が10名 8回実施 参加者 延21名 | |
| フッ素塗布 | 1歳以上の幼児の希望者を対象にむし歯予防と生活習慣の改善を図るために実施しています。 より事業の効果性を高めるため、スタッフの配置に合わせた指導体制の見直しを図っていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20年度実績 365名(受診率62%) | |
| 予防接種事業 | 生後3ヶ月~90ヶ月の乳幼児・児童を対象に、感染症予防のため実施しています。 適切な時期の接種に努めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20年度実績 ポリオ 147名 麻疹・風疹混合 1期57名 2期72名 3期66名 4期87名 三種混合 254名 BCG 65名 二種混合 80名 | |
| 言葉の相談・保育所訪問 | 保育所、幼稚園で発音など気にかかる子どもを対象に、言葉の発達を中心にしたアドバイスを行っています。 「さわやか」で行っていた個別指導の中止に伴う指導機会の減少を補うために、より施設との連携を強めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20年度実績 保育所及び小学校8箇所にて実施 19回 延181名の参加。 | |
| 健康相談 | 希望する乳幼児と親を対象に、成長発達の確認、母親への育児支援を行っています。 相談事業の広報に努め、乳幼児の子育てサポートを強めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| | 20年度実績 さわやか 延206名 洞爺 延13名 | |

< : 17年度の取り組み状況 : 21年度までの目標 : 実績値 >


| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|-----------------|
| 母と子の料理教室  | 小学生を対象に、食事、栄養に関心を持ち調理の技術を身につける事業として実施しています。 教室への参加者拡大とともに、ボランティアや地域の人材の活用等を促進していきます。 20年度実績 3回 実施 59名の参加 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 完全給食の提供 | 主食持参給食を行っています。 食育充実への支援を推進するため、主食も含めた給食(完全給食)を常設保育所4か所で実施できる仕組みづくりを検討していきます。 実施していません。(完全給食の実施予定はありませんので、見直しをいたします。) | 教育委員会 管理課 |
| 男女共同参画社会広報事業 | 男女共同参画についての広報や情報提供事業を行っています。 今後とも男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めます。子どもたちには、広報活動、情報提供活動、社会教育事業などを通じて意識の高揚を図っていきます。 広報や、情報提供活動を実施しています。 講演会を開催しています。 | 教育委員会 社会教育課 |
| 道徳教育推進事業 | 道徳教育を推進しています。 今後とも心の育成の推進に努めていきます。 道徳教育の推進を実施しています。 | 教育委員会 管理課 |
| 学校評議員制度の設置・活用事業 | 虻田小学校・虻田中学校で実施しています。 今後とも、学校に対する意見や助言を地域から求め、開かれた学校づくりに努めていきます。 虻田小学校・中学校で継続して実施しています。 | 教育委員会 管理課 |
| スクールカウンセリング制度の設置 | いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために、学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を受けています。 カウンセリングのあり方を含め、よりきめ細やかな対応に努めていきます。 継続して実施しています。 | 教育委員会 管理課 |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|--|
| 公共建築におけるシックハウス対策 | 町営住宅におけるシックハウス対策を実施しています。 今後とも町営住宅における対策を推進するとともに、一般の住宅に対しても講じていけるよう関係機関との連携に努めていきます。 | 建設課 |
| | 内装仕上材にシックハウス対応製品を使用し、化学物質の室内測定を実施しています。 | |
| 交通安全施設等整備事業 | 道路整備に当たっては、今後ともより安全な道路環境づくりに努め、必要に応じ歩道の新設や拡幅、あるいは安全施設等の設置に取り組んでいきます。 | 建設課 |
| | 洞爺駅跨線橋を設置しています。 | |
| 子どもの遊び場づくり | 既設の公園の環境整備の推進や保安点検を行い、子どもが安心・安全に遊べるように努めるとともに、雨の日も集会所など屋内施設が気軽に利用できるよう、活用方法を検討していきます。 また有珠山噴火対策事業として計画されている各種公園や緑地整備を、町民や観光客の憩いの場とともに、子どもも安心して遊べる広場づくりという観点からも整備を行っていきます。 洞爺湖温泉公園・・(約 2.7ha) 花畑広場・散策広場・・(約 0.3ha) 旧洞爺協会病院跡地噴水広場・・(約 1.7ha) 高砂貝塚公園(仮称)・・(約 3.0ha) | 生活環境課 住民課 建設課 社会教育課 観光振興課 産業観光課 |
| | 洞爺湖温泉公園・・(約 2.7ha) 花畑広場・散策広場・・(約 0.3ha) 旧洞爺協会病院跡地噴水広場・・(約 1.7ha) 高砂貝塚 公園(仮称)・・(約 3.0ha) | |
| 公共建築におけるバリアフリー対策 | 今後とも、道の条例等に準じバリアフリー化に積極的に取り組んでいきます。 | 建設課 |
| | 集会施設のスロープ取付けやトイレのバリアフリー化を実施しています。 | |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-----|
| 多目的トイレ化とベビーシート設置 | 幼児連れでもまちに出やすい環境をさらに充実していくために、多目的トイレ化やベビーシートの設置について取り組んでいきます。 | 建設課 |
| | 噴水広場公衆トイレ、洞爺湖温泉公園トイレ、にぎわい広場公衆トイレに設置しています。 | |
| 4. 地域イントラネット事業 | 住民への各種情報提供のために、役場、支所、保育所などの公共施設等に端末機を設置しています。 インターネットの普及に伴い効果も高まることが想定され、提供する情報の内容とともに質についても高めていきます。 | 全課 |
| | 継続して実施しています。 | |
| 防犯灯設置事業 | 自治会毎に夜間の防犯対策として防犯灯を設置しています。 防犯灯の維持・管理とともに、住民の目を常に子どもの安全に向けるようソフト（住民の意識等）の充実にも努めていきます。 | 環境課 |
| | 継続して実施しています。 | |
| かけこみ110番「かけこみの家」の設置 | 事件・事故の未然防止を図り、子どもたちの登下校の安全を確保するため、現在 180 箇所設置しています。 関係機関との連携を密にし、防犯活動の強化に努めていきます。 | 住民課 |
| | 平成 20 年度末現在、180 箇所設置しています。 | |
| 交通安全推進運動 | 街頭啓発・指導やシートベルト着用推進を行うとともに、季節毎に交通安全運動を展開しています。 交通死亡事故発生「0」の日継続を重点目標に、年間を通じ運転者に安全速度の励行やシートベルト、チャイルドシート着用の徹底を呼びかける運動をさらに推進していきます。 | 住民課 |
| | 旗の波運動の実施や、季節ごとに交通安全運動を実施しているなど、交通安全推進運動を継続して実施しています。 | |

| | | |
|---|---|-----|
| 自転車安全教室 | <p>小学校3校（虻田・洞爺湖温泉・とうや）で、児童に交通指導を行っています。</p> <p>今後とも、小学校児童を対象に、交通ルールの正しい理解と交通安全意識の普及および自転車の正しい乗り方を学ぶ交通安全教育の推進を図っていきます。</p> | 小学校 |
| | <p>交通指導の実施、自転車の正しい乗り方を学ぶ交通安全教育や自転車の点検などを継続して実施しています。</p> | |
| 登・下校時の交通安全交通指導・パトロール事業 | <p>毎日の登・下校時において交通安全指導員が交通ルール等の指導を行っています。</p> <p>今後とも、登・下校時の交通ルールを守り横断歩道の正しい渡り方などを中心に指導を行い、交通事故防止に努めていきます。</p> | 住民課 |
| | <p>登・下校時の交通安全交通指導・パトロール事業を継続して実施しています。</p> | |
| <p>幼児交通安全運動「こぐまクラブ」</p>  | <p>幼児と母親の双方が参加できる集合訓練を中心としたクラブ活動を実施しています。</p> <p>今後とも、「子ども達を交通事故から守る」ことを共通の願いとして、大勢の子どもたちが一緒に、ゲームやリズム遊びを楽しみながら、交通についていろいろな危険に気づき、安全を確かめていく行動ができるよう、活動を充実していきます。</p> | 住民課 |
| <p>継続して実施しています。</p> | | |
| 新入学（園）児童交通安全資材配布事業 | <p>保育所・幼稚園・小学校の児童に対して、メトロ口帽、交通安全マフラー、ランドセルカバーなどを配布しています。</p> <p>新入学児童に交通安全用品を配布し、交通弱者に対する交通安全教育の推進に努めていきます。</p> | 住民課 |
| | <p>継続して実施しています。</p> | |
| チャイルドシートの貸し付け事業 | <p>貸し出し期間を最長1年とし、ベビーシートやチャイルドシートの無料貸し付けを行っています。（短期でも貸し付けを行っています）</p> <p>事業の広報PRに努め、乳幼児の交通事故被害からの保護を図るとともに、家庭における子育て負担の軽減を図っていきます。</p> | 住民課 |
| | <p>20年度末管理台数 ベビーシート8台 チャイルドシート10台</p> | |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|
| 交番広報誌発行业 | <p>「交番だより」が毎月 1 回発行され、広報「とうや」に随時掲載しています。</p> <p>今後とも、警察署からのお知らせ、連絡事項を広報誌に掲載し、交通安全、防犯対策などについての周知・啓発に努めていきます。</p> <p>継続して実施しています。</p> | 交番 住民課 |
| 青少年健全育成連絡協議会 | <p>青少年健全育成事業への助成を行っています。</p> <p>また、各学校相互の連絡・協力により「夏休み・冬休みのきまり」を各戸に配布するとともに、巡回指導を行っています。</p> <p>今後とも各学校が連携し、校外生徒指導の徹底を図っていきます。また、学校、地域、及び関係機関の連携を密にし、青少年の健全育成を図っていきます。</p> <p>各学校相互の連絡・協力により「夏休み・冬休みのきまり」を各戸に配布するとともに、巡回指導を継続して行っています。</p> | 教育委員会 社会教育課 |
| 防犯協会 | <p>「地域安全活動の推進」・「女性や子どもを犯罪から守る活動の推進」・「青少年の非行防止と健全育成活動の推進」の 3 つにいての活動を行っています。</p> <p>町内住民の防犯思想を啓蒙し、その普及徹底を図り、犯罪のない明るい社会をつくるため自主的防犯体制を確立していきます。</p> <p>継続して実施しています。</p> | 住民課 |
| 地域安全防犯パトロールの推進 | <p>防犯協会との共同により、不審者や変質者、犯罪などから子供たちを守るため、「地域安全防犯パトロール協力員」を委嘱し自主防犯活動を実施しています。また、公用車の青色回転灯整備車両による自主防犯パトロールを実施しております。</p> <p>各自治会の協力のもと、防犯協会や警察並びに関係団体など一層の連携を図り、防犯パトロール体制を確立していきます。</p> <p>防犯協会や警察並びに関係団体など連携を図り、防犯パトロール体制が確立されています。</p> | 住民課 |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 要保護児童地域連絡協議会 | 町内の関係機関によりネットワークを構築し、早期連携により虐待の防止に努めています。今後も引き続き、警察、児童相談所等との連携を強化していきます。 | 健康福祉課 |
| | 20 年度 開催回数 3 回 児童虐待や、その他の児童保護の必要なケースについて、必要に応じ協議会を開催し、処遇困難事例等に対応しています。 | |
| 児童扶養手当支給事業 | 児童、養育者に支給要件はありますが、18 歳に達した年度末まで、支給しています。母子家庭等を支援するため、今後とも継続的な支給を実施していきます。 | 健康福祉課 |
| | 20 年度末現在 受給者数 142 名 21 年度 7 月現在 受給者数 138 名 | |
| 児童手当支給事業 | 第 1 子・2 子は 10,000 円(3 歳到達以降は 5,000 円)、第 3 子は 10,000 円の児童手当を支給しています。小学校 6 年生まで受けられます。また所得制限により受けられない場合には特例給付(3 歳まで)の制度があります。今後とも、児童を養育する家庭の生活の安定や児童の健全育成を図るため、継続的な支給を実施していきます。 | 健康福祉課 |
| | 20 年度末現在 支給件数 490 件 21 年度 10 月支給件数 432 件 | |
| 特別児童扶養手当支給事業 | 児童養育者に支給要件がありますが、心身に障害のある児童について、20 歳未満まで支給しています。今後とも、身体や発達障害等を持つ児童を監護する父又は父母等を支援するために支給を継続していきます。 | 健康福祉課 |
| | 20 年度末現在 受給者数 31 名 21 年度 7 月現在 受給者数 29 名 | |

< : 17 年度の取り組み状況 : 21 年度までの目標 : 実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|--------------|
| 障がい児保育 | <p>3 歳以上・障害の程度が中程度以下・集団保育が可能で日々通所できる児童を対象に、障がい児と健常児の混合保育を本町保育所で実施しています。</p> <p>対象となる児童数が増えてきており今後受け入れ体制等のあり方について検討していきます。</p> | 教育委員会 管理課 |
| | <p>20 年度末現在 利用者 3 人</p> | |
| 母子通園センター事業 | <p>心身の発達の遅れや障害のある児童を対象に、1 市 3 町の共同利用で「あいあい ROOM」を実施しています。</p> <p>自立支援法の新体系移行への事務所体制や施設の老朽化の問題から、平成 20 年 4 月より「太陽の園」へ民間委託し事業継続をしていきます。</p> | 健康福祉課 |
| | <p>胆振西部児童デイサービスセンター事業として実施しています。</p> <p>20 年度末 利用者数 20 人 21 年 7 月現在 12 人利用</p> | |
| 4. 児童デイサービス支援事業 | <p>自立支援法の指定を受けている児童デイサービスセンターへ通所し、日常動作・身体機能訓練・集団生活適応訓練を実施しています。</p> <p>在宅の障がい児の日常生活における基本動作や集団生活への適用度を高めるため、今後とも継続していきます。</p> | 健康福祉課 |
| | <p>胆振西部児童デイサービスセンター事業として実施しています。</p> <p>20 年度末 利用者数 20 人 21 年 7 月現在 12 人利用</p> | |
| 5. 日中一時支援事業 | <p>心身に障害のある児童の自活に必要な知識を供与し、治療及び訓練事業を実施しています。</p> <p>在宅障がい児を対象に、障がい児の自立を促進するよう今後とも継続していきます。</p> | 健康福祉課 |
| | <p>20 年度実績 2 人</p> | |
| 6. 日常生活用具給付事業 | <p>心身障がい児を対象に、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図っています。</p> <p>心身障がい児の生活利便性を高めるために、今後とも継続していきます。</p> | 健康福祉課 |
| | <p>20 年度実績 44 件</p> | |

< :17年度の取り組み状況 :21年度までの目標 :実績値 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 補装具給付事業 | <p>身体に障害のある児童を対象に、身体的機能損傷を補うための補装具を給付し、育成の助成を図っています。</p> <p>身体に障害のある児童の、将来独立自活するための素地を助長するために、今後も継続していきます。</p> | 健康福祉課 |
| | 20年度実績 交付38件 修理15件 | |
| 巡回児童相談 | <p>室蘭児童相談所が、年1回～2回保育所及び役場会議室で実施しています。</p> <p>心身に発達の遅れや障害のある児童の発見及び相談の体制づくりのため今後とも継続していきます。</p> | 健康福祉課 |
| | 20年度 実施日数 2日間 相談件数5人 | |
| 乳幼児医療助成事業 | <p>所得制限はありますが、入・通院ともに就学前の児童を対象に助成しています。</p> <p>今後とも、乳幼児の健康と子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため継続していきます。</p> | 住民課 |
| | <p>20年度末 受給者数(児童数)413名</p> <p>21年9月末現在 受給者数(児童数)375名</p> | |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | <p>所得制限はありますが、18歳(就学等の場合は20歳)未満の児童を扶養しているひとり親家庭の児童と親(母子・父子家庭)等を対象として入・通院費の自己負担額の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、ひとり親家庭の健康と医療費負担の軽減を図るため継続していきます。</p> | 住民課 |
| | <p>20年度末 受給者数(親と児童数)364名</p> <p>21年9月現在 受給者数(親と児童数)357名</p> | |

2) 課題の抽出

実施したアンケート調査結果から得られる主な課題を以下のとおり掲載します。

就学前児童アンケート

【保育サービス等の利用状況と今後の希望】

現在、保育サービスを利用している人は 54.4%であり、利用していない人は 45.6%だが、おおむね 6 割は、今後「利用したい」という意向がある。

早朝保育や延長保育の希望は少ない。土曜日保育の希望は約 4 割、日曜日保育の希望は 1 割～2 割程度みられる。利用希望がない方は 6 割程度です。

【子育て支援サービス等】

子どもが病気の時や緊急な用事での一時預かり等においては、現状では家族や親族・知人等で対応されている場合が多く、それが問題なく行われているのが 7 割程度です。3 割程度の方は負担をかけていると感じているようです。

子育て支援サービスについては、あまり知られていないサービスも見受けられます。

【今後望む施策】

今後、望まれるサービスとして、高い割合であったのは「一時預かり 12%」「病時・病後保育 13%」となっています。

就学児童(小学生)アンケート

【学童(放課後児童クラブ)の利用状況と今後の希望】

現在、学童(放課後児童クラブ)を利用している人は 12%で、今後利用したいという人は多少増え、15%を占めています。

【子育て支援サービス等】

子どもの一時預かり等については、現状では家族や親族・知人等で対応されており、それが問題なく行われているという回答は、就学前児アンケート結果と比べるとその割合はやや低くなっており半数程度であり、残りの半数は負担をかけていると感じているようです。

【今後望む施策】

今後、望まれるサービスとして、高い割合であったのは「一時預かり」「病時・病後の預かり」となっています。

以上のことから、これまでの事業の実績や評価及びアンケート結果を踏まえて、今後の課題を以下にまとめました。

:子どもを安心して生むための、医療機関等の情報提供の充実、支援体制の整備

子どもを安心して生むことができるように、産婦人科の情報やその他相談についての窓口機能の充実や支援体制の整備が求められています。

:多様なニーズにあった保育体制整備

休日保育、一時保育、病後児保育、あるいは学童における受け入れ体制の拡充等、保護者が安心して働ける環境づくりが求められています。

:子育てに関する保護者の相談体制整備

小さなことでもいつでも気軽に相談できることが、保護者に安心感を持たせ、ゆとりある子育て環境の基になるものであり、相談体制の充実が重要です。

:子育て支援サービスのPR強化

現在実施されている子育て支援サービスでも、意外と知られていない実態があります。まずは今行っているサービスのPRを強化し、住民に知ってもらうことが重要です。

:子どもの居場所づくり

家庭や学校での子育て環境は最も重要なものですが、それ以外での子どもの居場所も重要な要因になってくるものです。幅広い年齢の子どもが気軽に自由に集えるような場づくりについて、地域ぐるみでの環境づくりに努める必要があります。

:家の役割、学校の役割、地域の役割の連携強化

の点も含め、子育てに関する主体や機関が相互に連携し、“子どもを見守る目”を地域ぐるみで作っていく必要があります。

また、中学生と保育所との交流や高齢者と子どもとの交流等、異世代間の交流を促進し、子どもの頃から“命の尊さ”や“子育ての意識の醸成”等、地域や人々との交流の中で相互に支え合う意識形成を図っていく必要があります。

:家族内での夫婦の役割、親子のコミュニケーション

親を見て子どもは育ちます。男女平等の理念の元に家庭生活から親・子の役割分担や、相互のコミュニケーションをしっかりと形成していくことが重要なことです。

:酒・たばこ・薬物・性等に関する問題についての教育・指導

現代社会では、様々な機会を通し、子どもへの悪影響の情報や誘いの手が伸びてきており、性的問題も含め、ガードするだけでなく、正しい知識を教えていくことも重要な課題です。

:子どもの将来への希望、人生観・大人観の形成

子どもが夢を持てる社会を作ることは、現在の親世代の責任でもあります。家庭・学校・地域それぞれのステージで、子育ての役割分担をしながら、子どもが夢を持てるような総合的なまちづくりへの取り組みを進めていくことが重要なこととなります。

第3章

将来ビジョンと施策体系

1. 基本理念と3つの視点

洞爺湖町は、支笏洞爺国立公園としての活火山有珠山や洞爺湖を配し、南は内浦湾（噴火湾）に面している「美しい湖と豊かな海、緑あふれる大地」にまつまれた素晴らしい自然環境・景観と、全国的に有名な温泉郷を有する観光のまちとして、温暖な気候と肥沃な土地、都市に近接する立地条件を活かした農業のまちとして、さらには内浦湾の静穏な海域を生かした水産業のまちとして、発展しています。

一方、過疎化の波、少子高齢化の波から、人口が年々減少する中において、平成21年4月1日現在では、総人口10,485人のうち、年少人口といわれる14歳以下の子どもは1,099人で、概ね総人口の1割にしかすぎない現状となりました。

国が抱える問題である少子高齢化の急速な進行、核家族化の進行、地方の過疎化などから、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化し、児童虐待や不可解な事件など、悲しみや憤りを感じるニュースが毎日のように流れています。

また、結婚しない人の増加や、結婚しても子どもをつくらない世帯の増加、子育てに不安や負担感を持つ世帯の増加など、若年層の人たちの意識も大きく変化しております。

このことから、地域に子どもたちの笑顔が広がるよう、魅力があり、安心して暮らすことができるまちづくりを行うこと、世代を越えてみんなで子どもたちを育てていく、そんな気持ちが生まれてくるような取り組みが望まれています。

これまで子育て家庭に対する施策については、「悩みや問題を抱えている家庭に対して手を差し伸べる」というイメージが強く、積極的に地域全体で子育て家庭を支えていくという意識は必ずしも十分ではありませんでした。

しかしながら今日、少子・高齢化の社会を迎え、次代を担う子どもをいかに生み・育てるかが大きな社会問題でもあり、また、それは洞爺湖町においても、地域活性化の視点も含め重要な政策課題となっています。

さて、平成17年4月から10年間の時限立法として施行された「次世代育成支援対策推進法」から、はや4年余りが経過しました。

「社会全体の意識改革」と「子どもを家族を大切にするという視点に立った施策の拡充」の2つの方針が加えられ、国では以下の主要な事業が推進されています。

すべての子育て家庭の支援という観点からの子育て支援の強化

生後4ヶ月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

子育て支援拠点の次世代育成交付金における拡充

「放課後子どもプラン」の推進

待機児童ゼロ作戦の更なる推進と多様な保育サービスの提供

新待機児童ゼロ作戦

（保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定）

病児・病後児保育事業の次世代育成交付金における拡充

子育ての経済的負担の軽減

児童手当制度の改正：乳幼児加算の創設 新たな子育て支援の手当の創設

不妊治療の公的助成の拡大

働き方の改革

長時間労働の是正等、働き方の見直し パートタイム労働者の均衡処遇等の推進

女性の継続就労、再就職支援

以上のように、後期計画を策定するにあたっては、前期計画の成果と課題を総括しつつ、国が現在、取り組みを推進している新たな動向も考慮し、当町においても新たに実施している事業等を整理しつつ、計画として施策目標をまとめる必要があります。

このような考えに基づき、後期計画においても、前期計画において定めた「子ども」「親」「地域」の3つの視点から「7つのテーマ」について継承するものとし、以下にまとめます。

(1) 子どもの視点から

その子の誕生が周囲から喜ばれ尊ばれ、その子の幸せが第一に考えられ、その子の利益が最大限に尊重されなければなりません。子どもは家庭をその成長の基盤としながら、地域社会と様々に関わり合っていく中で、社会的な存在として豊かな人間性を形成し、成長を遂げていきます。

子どもの成長

子どもは、屋外で元気に遊ぶ仲間づくりをはじめ、家庭や学校、あるいは地域の中で約束ごとなどの社会性を学び、健全な子ども社会の形成をとおして個性や協調性を育み、たくましく生きる力を身につけていくことが望まれます。

さらには、自然や生命の尊さを学び、心身の健康について学ぶなどの豊かな人間性の形成のために多くの学習の場や機会を通し、次代の親として心身ともに健やかに成長していくことが望まれます。

(2) 親の視点から

親が子育てを主体的・自立的に行っていくことを前提にしながらも、子育てに対してまち全体で温かく見守り、そして時には手助けをし、元気づけていくことが大切です。

また、子どもが日々の積み重ねで成長していく存在であるように、親もまた、妊娠・出産・子育てを通じ、親として共に成長していくものです。子どもの育ちを応援すると同時に、親自身、そして親となる人たちの成長や学習を応援していくことが求められています。

家庭や家族の成長

子どもを持つすべての親は、子育てに対し自ら責任を果たすことが重要です。また、家族は社会を構成する最小単位であり、親は子どもの成長過程における、しつけや教育、あるいは人生の先輩としての指導や助言を行う第一義責任者であるといえます。家族の一人ひとりが“子育ては自分の役割”という自覚を持って、小さな苗を育むような優しい心で子育てを行っていくことが大切です。このためにも家族が互いに尊重し合い、助け合って親子ともにやすらぎのある家庭環境をつくることが求められます。

(3) 地域の視点から

“子どもは地域のかげがえのない財産”という共通認識の下で、子育てを地域全体で助け合い・支え合って地域 みんなが子育ての喜びや意義を共有していく。子どもたちの成長にとっては、家庭だけではなく地域にも大きな役割があること、同時に子どもたちの成長を地域全体で支えていくことにより、子育てを通して地域における助け合いが生じ、地域社会が生まれ変わっていくものです。

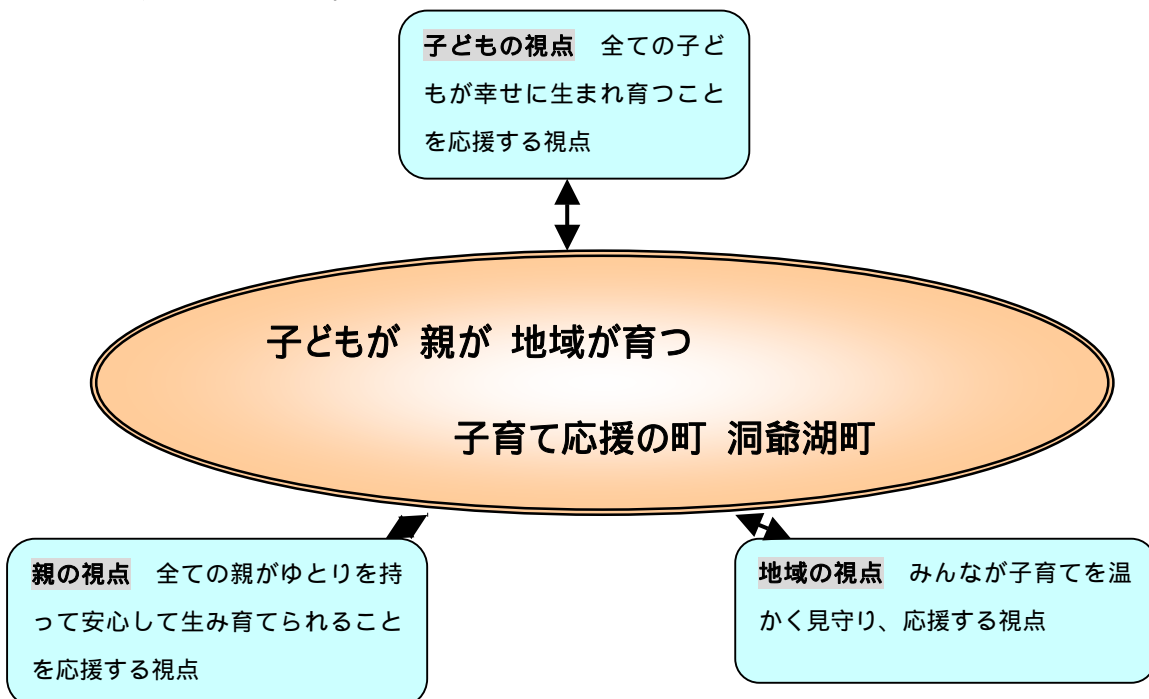
地域の役割

子どもは次代を担う地域の宝です、地域全体で子育てを支えるという、地域における子育て力の強化が必要です。日々の生活での子育てに対し、親が過度の負担とならないような支援や仕組みを充実することが望まれます。

そのためには、広報や啓発活動を通じて「子育てを地域で支える意識」の高揚を図り、みんなが自分の問題として捉え、それぞれの状況に応じた役割を果たしていくことが重要です。

また、地域の身近な大人たちからの子どもに対する声かけなど、地域ぐるみの見守りをはじめ、地域 みんなが手を取り合って子育てに協力できる体制づくりが求められ、また、気軽に子どもを外で遊ばせられるような地域環境づくりも必要となります。

このような考えに基づき、「子ども」「親」「地域」の3つの視点から、洞爺湖町における基本理念を次のように設定します。



2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とし総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 : 子育てをしているすべての家庭を応援する

両親家庭やひとり親家庭、虐待に遭った子どもや障害のある子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等、すべての子育てをする人やされる人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

基本目標2 : 働きながら子どもを育てる人を応援する

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めていきます。

基本目標3 : 親と子の学びと育ちを応援する

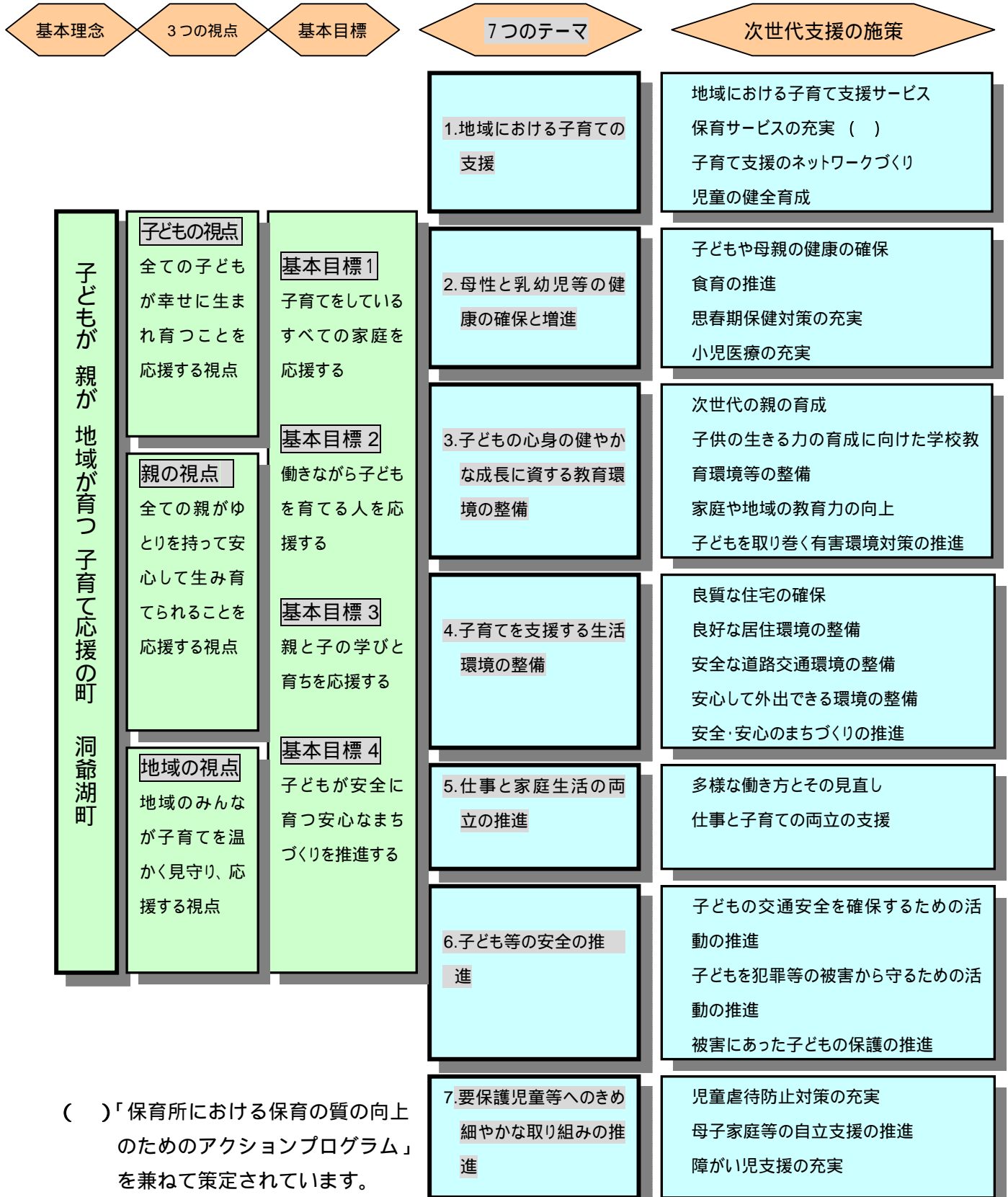
次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き子どもを生き育てる喜びを感じていけるよう、親と子が共に学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。

基本目標4 : 子どもが安全に育つ安心なまちづくりを推進する

子どもを安心して生き育てることができるような安全なまちにするため、警察や保育所、学校等の連携強化を始めとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設などの整備・設計や犯罪の未然防止に努めていきます。

3. 施策体系

洞爺湖町における次世代育成支援対策推進地域行動計画は、次の7つのテーマに基づき施策の体系を組み立てます。



第4章

施策の目標

目標 1 . 地域における子育ての支援

1) 地域における子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちが地域とのかかわりの中で、健やかに生まれ育つことができるよう総合的な子育て支援サービスの充実を図っていきます。



その中核になるのは「洞爺湖町子育て支援センター」であり、幼児およびその保護者を対象にした子育て事業の充実に努めていきます。

また、女性の社会進出等で、昼間保護者のいない家庭の児童に対しては、適切な生活や遊びの場を与えることを目的とした学童（放課後児童クラブ）で受け止めていくとともに、開かれた学童として地域との交流を促進していきます。

少子化の中、子ども会育成連絡協議会では、各自治会の子ども会を統括して継続した活動をされており、地域における子育ての役割を担っております。また、その活動に対して社会福祉協議会による助成があるなど、地域福祉との連携も図られています。

今後は、このような子育て支援に係る民間活力や地域の子育て団体や各種支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう情報も一元化して、提供できる体制づくりに努めていきます。

< : 21 年度現在の取り組み状況 : 26 年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|--|
| <p>1. 洞爺湖町子育て支援センター事業</p>  | <p>保育所等入所前の幼児及びその保護者を対象に、保育所の開放事業・親子ふれあい遊び事業・子育てセミナー・子育て相談・子育てサークルへの支援を行っています。</p> <p>今後とも子育て家庭に対して、悩み相談や母子同士の交流・育児等の知識の向上のため外部専門家の活用等について努めていきます。</p> <p>また、保育所の環境改善の検討とあわせ、総合的な子育て支援の核づくりの充実に努めていきます。</p> | <p>教育委員会 管理課 社会教育課</p> <p>健康福祉課 (さわやか)</p> |
| <p>2. 学童保育事業</p>  | <p>昼間保護者のいない、主に小学校低学年児童の保護育成のために、「風っ子」、「洞爺湖クラブ」及び「とうや児童クラブ」で実施しています。</p> <p>現在最大受け入れが 90 名であり、将来は児童数の減少が予想されますが、急遽必要になった場合のことを鑑み、現受け入れ体制を維持します。</p> <p>また、基準はありますが障がい児童を受け入れる体制を確立していきます。</p> | <p>教育委員会 社会教育課</p> |

2) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態やニーズを十分に踏まえた子育てサービスの提供体制の整備が必要です。

多様化する就労実態等に対応するため、まずは保育所開所時間の設定及び土曜午後保育事業を順次拡大させて、子育て家庭に対して支援できる利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

また、「保育の質」を高める方策として、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、さらには保育を支える基盤の強化を検討し、保育実践の改善及び向上に取り組んでいきます。

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|--------------|
| 1. 保育事業・開所時間 | 通常保育は常設保育所4か所(定員255人)、へき地保育所1か所(定員20人)で実施しています。また、多様化する就労形態に対応するため、延長保育事業を廃止して新たに通常保育時間として、常設保育所は7:30~18:30、へき地保育所は8:30~18:00までとして実施いたします。出生数の減少に伴い、入所児童数の減少が予想されますが、利用しやすい保育の充実に努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 2. 乳児(0歳児)保育事業 | 桜ヶ丘保育所において、定員4名での受け入れを実施しています。 共働き世帯等への支援のため、保育に欠ける0歳児保育(生後6ヶ月以上)が可能な保育所の整備を図り、状況を鑑み、児童の受け入れに努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 3. 土曜日午後の保育事業 | 入江保育所において全常設保育所入所児童を対象に試行をしています。 保育環境の充実を図るため、常設保育所4か所で午後保育事業を実施できるよう努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 4. 障がい児保育事業 | 本町保育所において、定員3名での受け入れを実施しています。 本町保育所1か所での対応となるが、需用は増加傾向にあるため、定員数の増や支援の充実に努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |

| | | |
|-----------------|---|---------------------------|
| 5. 休日保育事業 | 休日保育事業は実施していませんが、保育ニーズが徐々に高まっています。 常設保育所4か所の保育所のうち1か所で事業を実施できるよう努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 6. 一時保育事業 | 実施していません。 常設保育所4か所の保育所のうち1か所で事業を実施できるよう努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 7. 児童虐待の防止と早期発見 | 日頃より子どもと接することの多い保育所においては、児童虐待の早期発見に努めています。 また、要保護児童地域連絡協議会など関係機関との連携を図り、子どもの福祉を重視した支援を行っていきます。 | 教育委員会 管理課 健康福祉課 |

3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供して、さらにサービスの質の向上を図るためには、関係団体や地域との連携を含めた子育て支援のネットワークづくりが必要です。

そのためには、子育て支援の総合的なガイドブックの作成や、関係団体等と連携した子育て支援ネットワークの仕組みづくりについて検討していきます。

4) 児童の健全育成

子どもたちが、放課後、週末、長期休日等において、学校、児童館、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めていきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|----------------|
| 1. 母と子の館運営事業 | 児童館を利用した「母と子の館」を運営しており、年間利用者は約10,000人程度となっています。 より利用者のニーズに沿った利用しやすい館の運営に努めていきます。 | 教育委員会 社会教育課 |
| 2. 青少年健全育成事業 | 子ども社会体験、わんぱくラリー、ジュニアセミナーを開催しています。また、青少年健全育成団体等への助成を行っています。 子どもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動、及び青少年の健全育成事業の充実に努めていきます。 | 教育委員会 社会教育課 |
| 3. 余裕教室広報事業 | 余裕教室を有効に活用するために、その広報事業を実施しています。 今後とも、広報や社会教育だよりにより事業の周知徹底に努めていきます。 | 教育委員会 社会教育課 |

目標2. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

1) 子どもや母親の健康の確保

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めていきます。

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-----------------|
| 1. 母子手帳の発行 | 妊娠届時に発行しており、妊娠健診、乳幼児健診、予防接種やお子さんの成長発達の記録として活用しています。 今後とも、継続して発行していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 2. 妊婦一般健康診査票の発行 | 妊娠健診を受診しやすくするために、通常の妊婦健診の回数である14回分の健診助成券と6回分の超音波検査助成券を発行しています。 アンケートと面接により、妊娠中を健康に過ごせるように支援しています。 妊娠健診の助成と面接については継続して実施し、アンケートについては必要に応じて改善していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 3. 家庭訪問事業 | 乳幼児家庭全戸訪問事業により、新生児期に訪問をしています。必要な家庭には、養育支援訪問事業を行っています。成長発達の保障と異常の早期発見とともに、母親の育児支援や必要に応じ療育助言等を行っています。 個々の必要に応じて支援ができるように、事業の充実に努めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 4. 乳幼児健診事業 | 乳幼児の健康の保持増進と健全な成長発達を図り、身体情緒発達の異常を早期発見し、親の育児支援を行っています。 必要に応じて問診票の見直しや相談の充実に努めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 5. 健診事後教室 | 子育て支援センターの協力を得て、子どもの成長発達を促し、親が子どもへの関わりを学べるよう支援しています。 対象に合せた指導ができるように、支援プログラムを組み、個別評価を行い実施していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標>


| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------|
| 6. フッ素塗布 | 1歳以上の幼児の希望者を対象にむし歯予防と生活習慣の改善を図るために実施しています。むし歯予防のために継続して事業を実施していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 7. 予防接種事業 | 90ヶ月までの乳幼児・児童を対象に、感染症予防のため実施しています。適切な時期の接種に努めていきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 8. 言葉の相談・保育所訪問 | 子ども発達支援センターの協力を得て、保育所や幼稚園を訪問し言葉や行動などが気になる子どもを対象に、かかわり方などのアドバイスをしています。保育所や幼稚園と連携して、継続して事業を実施していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 9. 健康相談 | 希望する乳幼児を対象に、成長発達の確認や母親への育児支援を行っています。継続して事業を実施していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |

2) 食育の推進

近年、食習慣の乱れが、子どもたちの心と体の成長に悪影響を与えていることが懸念されていることから、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを乳幼児期から推進していきます。

また、食育への支援として、継続した保育所等における推進体制づくりを進めていきます。

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--|---|-------------------------------------|
| 1. 母と子の料理教室  | 小学生を対象に、食事、栄養に関心を持ち調理の技術を身につける事業として実施しています。教室への参加者拡大とともに、ボランティアや地域の人材の活用等を促進していきます。 | 健康福祉課 (さわやか) |
| 2. 食育への支援 | 食育への支援を推進するため、継続して実施していきます。 | 教育委員会 管理課 健康福祉課 (さわやか) |

3) 思春期保健対策の充実

思春期における妊娠中絶など、性行動にかかわる問題や薬用物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は、将来父となり母となり、更には、中高年に至るまで影響することから、思春期の子どもに対して、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進していきます。

4) 小児医療の充実

現在、地方での医療機関や特定の診療科の医師不足などが深刻な社会的問題となっていますが、子どもが健やかに生まれ、育つためには、第一に安心して子どもを生むことができ、緊急時にも安心して受診できる医療機関の確保が大切です。

このため、周辺市町との連携を図りながら、小児医療体制の充実に努めるとともに、保護者等に対する産婦人科情報や小児医療情報の充実した提供を図っていきます。



目標3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1) 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現できるようにするためには、経済的、精神的にも自立し、積極的に社会活動に参画できる環境づくりが大切です。

このため、男女がともに社会参加し、男女が対等な家族の構成員として、家族として役割を果たしながら仕事、学習、地域活動ができるような意識形成が図られるよう支援していきます。

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|------------------------|
| 1. 男女共同参画社会広報事業 | <p>男女共同参画についての広報や情報提供事業を行っています。</p> <p>今後とも男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めていきます。</p> <p>また、子どもたちには、広報活動、情報提供活動、社会教育事業などを通じて意識の高揚を図っていきます。</p> | <p>教育委員会 社会教育課</p> |



2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

幼児・児童・生徒の実態を把握し、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育ていけるよう努めていきます。

また、家庭や地域には、幼稚園や学校の教育活動に関する情報を提供し、保護者や地域住民の声を学校教育に生かすなど、それぞれが連携・協力し、地域に根ざした特色のある信頼される学校づくりに努めていきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------------|
| 1. 道徳教育推進事業 | 道徳教育を推進しています。 今後とも心の育成の推進に努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 2. 学校評議員制度の設置・活用事業 | 虻田小学校・洞爺温泉小学校・虻田中学校で実施しています。 今後とも、学校に対する意見や助言を地域から求め、開かれた学校づくりに努めていきます。 | 教育委員会 管理課 |
| 3. スクールカウンセリング制度の設置 | いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために、学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を受けています。 今後とも継続して実施していきます。 | 教育委員会 管理課 |

3) 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるため、学校行事やPTA活動、子供会活動等の機会を通して関係機関が指導、啓発に努めるとともに、町の各種事業においても、子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上に資するために、各課が連携した事業の充実を図るよう努めていきます。

4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、有害情報の氾濫や成長過程での社会経験の欠如等多数の問題が生じており、青少年を健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関、学校、家庭、地域社会相互の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めていきます。

目標4．子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な住宅の確保

子育て世帯を支援するために、広くてゆとりのある、家族が安心して暮らせる住環境や、誰でもが使いやすい設備を整えた公営住宅の供給を推進していきます。

現在、公営住宅の建設については、老朽化した住宅の計画的な建替えを推進しています。
(公営住宅入居の申込みは本庁建設課住宅係、総合支所環境施設係で受け付けています)

2) 良好な居住環境の整備

住宅の室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進し、快適な居住環境の創出を図っていきます。なお、近年問題となっている建築物におけるアスベストの使用については、公共建築物における調査や改修を終えています。引き続き各公共施設については、良好な環境の整備に努めていきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-----|
| 1. 公共建築におけるシックハウス対策 | 町営住宅におけるシックハウス対策として内装仕上材にシックハウス対応製品を使用し、科学物質の室内測定を実施しています。 関係法令、基準等を遵守し、町営住宅等の公共建築における対策を推進していきます。 | 建設課 |

3) 安全な道路交通環境の整備

本町は観光地でもあり、町外からの車の流入も頻繁にあることから、子どもや子ども連れをはじめ、だれもが安全・安心に通行することができるよう道路交通環境の整備を進めていきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|------------|
| 1. 交通安全施設等整備事業 | 道路整備に当たっては、今後ともより安全な道路環境づくりに努め、必要に応じ歩道の新設や拡幅、あるいは安全施設等の設置に取り組み、横断歩道や交通安全規制標識等の施設整備に当たっては、町から北海道公安委員会（伊達警察署経由）へ要望し道路交通環境の施設整備を進めていきます。 | 建設課 住民課 |

4) 安心して外出できる環境の整備

緑地整備や防災を兼ねた広場づくりさらには観光客との交流も含め、子どもが安心して遊べる広場づくりを推進していきます。

また、妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行しやすい、段差のない、安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを推進していきます。

< :21年度現在の取り組み状況 :26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|---|
| 1. 子どもの遊び場づくり | <p>既設の公園の環境整備の推進や保安点検を行い、子どもが安心・安全に遊べるように努めています。</p> <p>高砂広場（児童公園） 親水公園、財田キャンプ場内遊具施設（洞爺地区）</p> <p>また有珠山噴火対策事業として計画されている各種公園や緑地整備を、町民や観光客の憩いの場とともに、子どもも安心して遊べる広場づくりという観点からも整備を図っていきます。</p> <p>洞爺湖温泉公園・・・(約2.7ha) 旧洞爺協会病院跡地噴水広場・・・(約1.7ha) 高砂貝塚公園（仮称）・・・(約3.0ha)</p> | <p>環境課</p> <p>建設課</p> <p>教育委員会 社会教育課</p> <p>観光振興課</p> <p>総合支所</p> |
| 2. 公共建築におけるバリアフリー対策 | <p>集会施設のスロープ取付けやトイレのバリアフリー化など、道の条例等に準じバリアフリー化に積極的に取り組んでいきます。</p> | 建設課 |
| 3. 多目的トイレ化とベビシート設置 | <p>幼児連れでもまちに出やすい環境をさらに充実していくために、多目的トイレ化やベビシートの設置について取り組んでいきます。</p> | 建設課 |
| 4. 地域イントラネット事業 | <p>住民への各種情報提供のために、役場、支所、保育所などの公共施設等に端末機を設置しています。</p> <p>インターネットの普及に伴い効果も高まることが想定され、提供する情報の内容とともに質についても高めていきます。</p> | 全課 |



5) 安全・安心のまちづくりの推進

犯罪のない安全なまち、町民全体の願いです。子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、安全に安心して生活することのできる地域社会の形成を目指していきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------------|
| 1. 防犯灯設置事業 | 自治会毎に夜間の防犯対策として防犯灯を設置しています。 継続して、防犯灯の維持・管理に努めていきます。 | 環境課 |
| 2. かけこみ110番「かけこみの家」の設置 | 防犯協会により、児童・生徒の登下校時等における事件・事故の未然防止を図るため、地域住民の協力のもと「かけこみの家」の旗を設置しています。 関係機関との連携を密にし、防犯活動の強化に努めていきます。 | 防犯協会 住民課 |



目標5．仕事と家庭生活の両立の推進

1) 多様な働き方とその見直し

多様な働き方、特に仕事と家庭における時間のバランスがとれた働き方の実現を図るため、職場の事業主や地域社会に対して、育児休業制度、介護休業制度、再雇用制度等の普及を促進し意識の改革を進めるとともに、制度の啓発、情報提供などに努めていきます。

2) 仕事と子育ての両立の支援

子育て中の男女が就業生活と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進していきます。

また、関係機関と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供に努めていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|----------|-------------------|
| 1. 学童保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会社会教育課 |
| 2. 保育事業・開所時間 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 3. 乳児(0歳児)保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 4. 土曜日午後の保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 5. 障がい児保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 6. 休日保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 7. 一時保育事業 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 |
| 8. 児童虐待の防止と早期発見 | (目標1の再掲) | 教育委員会管理課 健康福祉課 |




目標6.子ども等の安全の推進

1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、交通安全施設を整備するとともに、学校や地域を通しての交通安全教室の開催や指導体制の充実、道路交通法の改正などの周知及び啓発活動の推進を図っていきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|-----|
| 1.交通安全推進運動 | 交通安全街頭啓発・指導やシートベルト着用推進を行うとともに、季節毎に交通安全運動を展開しています。 交通死亡事故発生「0」の日継続を重点目標に、年間を通じ運転者に安全速度の励行やシートベルト、チャイルドシート着用の徹底を呼びかける運動をさらに推進していきます。 | 住民課 |
| 2.自転車安全教室 | 小学校3校（虻田・洞爺湖温泉・とうや）で、児童に交通指導を実施しています。 小学校児童を対象に、交通ルールの正しい理解と交通安全意識の普及および自転車の正しい乗り方を学ぶ交通安全教育の推進を図っていきます。 | 小学校 |
| 3.登・下校時の交通安全交通指導・パトロール事業 | 小学生の登・下校時において交通安全指導員が交通ルール等の指導を行っています。 登・下校時の交通ルールを守り横断歩道の正しい渡り方などを中心に指導を行い、交通事故防止に努めていきます。 | 住民課 |
| 4.幼児交通安全運動「こぐまクラブ」  | 幼児と母親の双方が参加できる集合訓練を中心としたクラブ活動を実施しています。 「子ども達を交通事故から守る」ことを共通の願いとして、大勢の子どもたちが一緒に、ゲームやリズム遊びを楽しみながら、交通についていろいろな危険に気づき、安全を確かめていく行動ができるよう、活動を充実していきます。 | 住民課 |

< : 21 年度現在の取り組み状況 : 26 年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| 5. 新入学児童等交通安全資材配布事業 | <p>保育所・小学校の児童に対して、メトロ帽、交通安全マフラー、ランドセルカバーなどを配布しています。</p> <p>新入学児童に交通安全用品を配布し、交通弱者に対する交通安全教育の推進に努めていきます。</p> | 住民課 |
| 6. チャイルドシートの貸し付け事業 | <p>貸し出し期間を最長1年とし、ベビーシートやチャイルドシートの無料貸し付けを実施しています。(短期でも貸し付けを行っています)</p> <p>事業の広報PRに努め、乳幼児の交通事故被害からの保護を図るとともに、家庭における子育て負担の軽減を図っていきます。</p> | 住民課 |

2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保しなければなりません。このため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの防犯活動に努めていきます。

< : 21 年度現在の取り組み状況 : 26 年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-----------|
| 1. 交番広報誌発行事業 | <p>「交番だより」が毎月1回発行され、広報「とうや湖」に随時掲載しています。</p> <p>今後とも、警察署からのお知らせ、連絡事項を広報誌に掲載し、交通安全、防犯対策などについての周知・啓発に努めていきます。</p> | 交番 住民課 |
| 2. 青少年健全育成連絡協議会 | <p>青少年健全育成事業への助成を実施しています。また、各学校相互の連絡・協力により「夏休み・冬休みのきまり」を各戸に配布するとともに、巡回指導を実施しています。</p> <p>今後とも各学校が連携し、校外生徒指導の徹底を図っていきます。また、学校、地域、及び関係機関の連携を密にし、青少年の健全育成を図っていきます。</p> | 社会教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------------|
| 4. 防犯協会 | <p>防犯協会は、事業の重点として「地域安全活動の推進」・「女性や子どもを犯罪から守る活動の推進」・「青少年の非行防止と健全育成活動の推進」について推進しています。</p> <p>住民の防犯思想を啓蒙し、その普及徹底を図り、犯罪のない明るい社会をつくるため自主的防犯体制を確立していきます。</p> | 住民課 |
| 5. かけこみ110番「かけこみの家」の設置 | (目標4の再掲) | 防犯協会 住民課 |
| 6. 地域安全防犯パトロールの推進 | <p>防犯協会との共同により、不審者や変質者、犯罪などから子供たちを守るため、「地域安全防犯パトロール協力員」による自主防犯活動を実施しています。また、公用車の青色回転灯整備車両による自主防犯パトロールを実施しています。</p> <p>各自治会の協力のもと、防犯協会や警察並びに関係団体など一層の連携を図り、防犯パトロール体制を確立していきます。</p> | 住民課 |



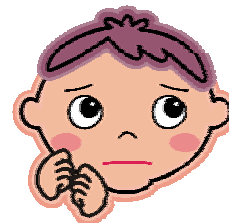
3) 被害にあった子どもの保護の推進

被害を受けた子どもを見逃さず、早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、相互体制の強化を図っていきます。

目標7. 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

1) 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図っていきます。



< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 1. 要保護児童地域連絡協議会 | 町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、連携により虐待の防止や早期解決に努めています。 今後も引き続き、警察、児童相談所等関係機関との連携を強化していきます。 | 健康福祉課 |

2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭が増加している中で、子どもの最善の利益を考え、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援等、総合的な対策を推進していきます。

< : 21年度現在の取り組み状況 : 26年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 1. 児童扶養手当支給事業 | 児童、養育者に支給要件はありますが、18歳に達した年度末まで、支給しています。 母子家庭等を支援するため、今後とも継続的な支給を実施していきます。 | 健康福祉課 |
| 2. 児童手当支給事業 | 10,000円(第1子、2子について3歳到達以降は5,000円、第3子以降については10,000円のまま)を支給しており、小学校6年生まで受けられます。また所得制限により受けられない場合があります。 今後とも、児童を養育する家庭の生活の安定や児童の健全育成を図るため、継続的な支給を実施していきます。 | 健康福祉課 |

< :21 年度現在の取り組み状況 :26 年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-----|
| 3. 乳幼児医療費助成事業 | 所得制限はありますが、就学前児童及び小学生を対象として入・通院医療費等の自己負担額の一部を助成しています。 乳幼児等の健康と子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため継続していきます。 | 住民課 |
| 4. ひとり親家庭等医療費助成事業 | 所得制限はありますが、18 歳（被扶養の場合は 20 歳）未満の児童を扶養しているひとり親家庭等の児童と親（母子・父子家庭）を対象として、入・通院費の自己負担額の一部を助成しています。 ひとり親家庭等の健康と医療費負担の軽減を図るため継続していきます。 | 住民課 |

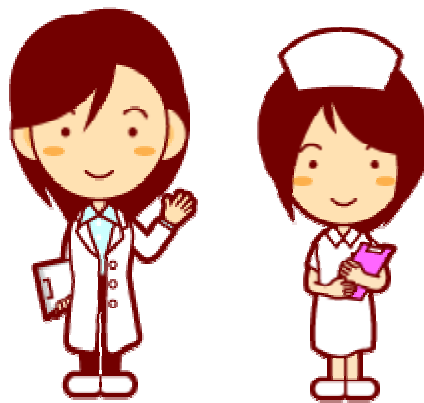
3) 障がい児支援の充実

すべての人々が普通に生活できるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めていきます。

< :21 年度現在の取り組み状況 :26 年度までの目標 >

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 1. 特別児童扶養手当支給事業 | 児童養育者に支給要件がありますが、心身に障害のある児童について、20 歳未満まで支給しています。 今後とも、身体や発達障害等を持つ児童を監護する父母等を支援するために支給を継続していきます。 | 健康福祉課 |
| 2. 障がい児保育事業 | 3 歳以上・障害の程度が中程度以下・集団保育が可能で日々通所できる児童を対象に、障がい児と健常児の混合保育を本町保育所で実施しています。 本町保育所 1 か所での対応となるが、需用は増加傾向にあるため、定員数の増や支援の充実に努めていきます。 | 管理課 |
| 3. 胆振西部児童デイサービスセンター事業 | 児童デイサービスセンターへ通所し、日常動作・身体機能訓練・集団生活適応訓練を実施しています。 在宅の障がい児の日常生活における基本動作や集団生活への適応力を高めるため、継続して療育を図っていきます。 | 健康福祉課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 4. 日中一時支援事業 | 心身に障害のある児童の自活に必要な知識を供与し、治療及び訓練事業を実施しています。 在宅障がい児を対象に、障がい児の自立を促進するよう今後とも継続していきます。 | 健康福祉課 |
| 5. 日常生活用具給付事業 | 心身障がい児を対象に、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図っています。 心身障がい児の生活利便性を高めるために、今後とも継続していきます。 | 健康福祉課 |
| 6. 補装具給付事業 | 身体に障害のある児童を対象に、身体的機能損傷を補うための補装具を給付し、育成の助成を図っています。 身体に障害のある児童の、将来独立自活するための素地を助長するために、今後も継続していきます。 | 健康福祉課 |
| 7. 巡回児童相談 | 室蘭児童相談所が、年 1 回～2 回保育所及び役場会議室で実施しています。 心身に発達の遅れや障害のある児童の発見及び相談の体制づくりのため今後とも継続していきます。 | 健康福祉課 |



数値目標

後期行動計画でも、各種施策を実効性のあるものとするため、より具体的な数値目標を各市町村の実情に応じて設定することとなっています。

洞爺湖町では、後期計画において次のとおり常設保育所等での数値目標を掲げます。

| 事業名 | 指標 | 平成21年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|-------|---------|--------|
| | | 実施事業 | 目標値 |
| 通常保育事業 | 定員数 | 255名 | 210名 |
| 乳児（0歳児） 保育事業 | 設置箇所数 | 1箇所 | 2箇所 |
| 土曜日午後の 保育事業 | 設置箇所数 | 1箇所（試行） | 4箇所 |
| 休日保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 |
| | 定員数 | なし | 15名 |
| 一時保育事業 | 設置箇所数 | なし | 1箇所 |
| | 定員数 | なし | 10名 |
| 放課後児童健全育成 事業（学童保育） | 定員数 | 90名 | 90名 |
| | 設置箇所数 | 3箇所 | 3箇所 |
| 地域子育て支援 センター事業 | 設置箇所数 | 1箇所 | 1箇所 |

本目標は、平成22～26年度の5年間の目標です。

資料編

- 1 . 洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会設置要綱
- 2 . 洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会委員名簿

1. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進 地域行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、次世代を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の形成を実現するため策定された洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画(以下「行動計画」という。)における前期計画を評価し、後期計画を策定するため、洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関し必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 前回の行動計画策定委員であった者
- (2) 教育、福祉、保健及び労働関係者等次世代育成支援対策に関係する者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から後期計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に洞爺湖町次世代育成支援対策推進行動計画専門部会 (以下「専門部会」という。) を置く。

2 専門部会は、行動計画に係る専門的な事項を調査研究する。

3 専門部会の委員は、行動計画の内容に関する事項にかかわる洞爺湖町職員及び洞爺湖町教育委員会職員で構成する。

4 専門部会は、調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、児童福祉主管課においてこれを処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

2. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進 地域行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

- | | | |
|-----------------------|--------|--------|
| (1) 洞爺湖町校長会会長 | 小沼 和好 | (委員長) |
| (2) 社会福祉協議会評議員 | 海老澤 邦子 | |
| (3) 民生委員児童委員協議会主任児童委員 | 吉田 聡 | |
| (4) 洞爺湖町 PTA 連合会会長 | 阿部 由紀子 | |
| (5) 保育所代表 本町保育所所長 | 岡部 恵子 | |
| (6) 前回公募委員 | 松本 秀男 | |
| (7) 前回公募委員 | 津崎 峯子 | |
| (8) 前回洞爺地区委員 | 大畑 浩司 | |
| (9) 前回洞爺地区委員 | 篠原 和郎 | (副委員長) |
| (10) 洞爺湖町商工会経営指導員 | 茶畑 慶裕 | |

平成22年 月

洞爺湖町健康福祉課 福祉・高齢者グループ

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

電話 0142(74)3001

fax 0142(74)2121